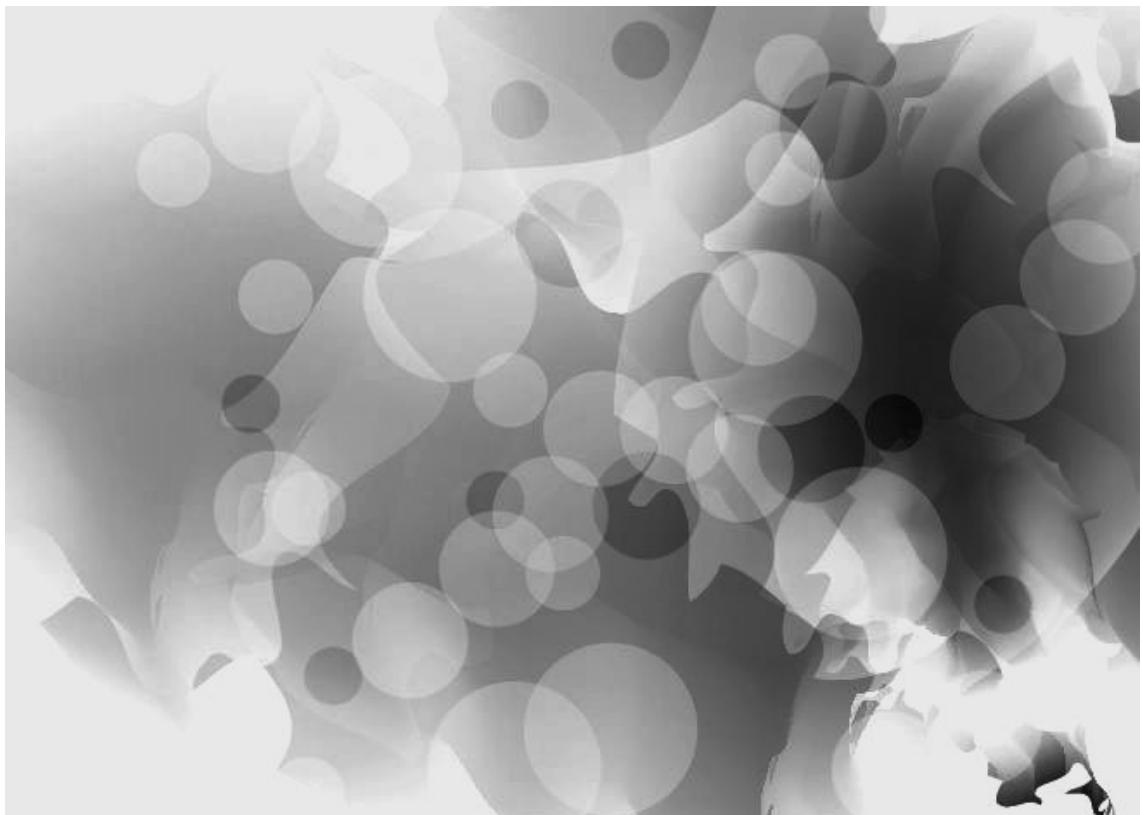


第2次
のおがた男女共同参画プラン
後期計画



平成25年4月

はじめに

本市では、平成10年2月に「のむぎた男女共同参画プラン」を策定し、平成15年7月に「直方市男女共同参画推進条例」を施行しました。その後、平成20年4月から平成30年3月までの10年間を計画期間とし、「第2次ののむぎた男女共同参画プラン」を策定し、平成25年4月からの5年間が後期計画となっています。

今回、前期計画の5年間の成果と反省を踏まえ、平成23年1月に策定された「第5次直方市総合計画」との整合性を図りながら、総合的な施策を推進するため、このプランの見直しを行いました。

国においても、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、女性が活躍することによる経済社会の活性化や、地域における身近な男女共同参画の推進などが重点課題として、実効性のある積極的な改善措置が盛り込まれています。

後期計画では、基本的方向は継続をして、審議会等の女性登用の推進や昨年4月にスタートした男女共同参画センターの機能の充実など、男女共同参画推進に向けて様々な課題を解決していくための具体的な事業を掲げています。男女共同参画社会を実現することは、女性にとっても、男性にとっても生きやすい社会をつくることです。直方市男女共同参画推進条例の前文に謳われているように、「性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮し、だれもが自分らしさを發揮できる社会」を目指し、この計画を着実に推進していかなければなりません。

この計画の見直しにあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました男女共同参画審議会委員の皆様、パブリックコメントにより意見を寄せていただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成25年4月

直方市長 向野 敏昭

目 次

第1章 基本的な考え方

1. 直方市の取組	1
2. 市民意識調査からみた課題と今後求められる施策	2
3. 計画の目的	3
4. 計画の性格	3
5. 計画の期間	4
6. 計画の目標	4
7. 計画の構成	4

第2章 計画の内容

1. 計画の体系
2. 施策の基本的方向と具体的施策

目標1 男女の人権の尊重

基本的方向 1. 一人ひとりの人権が守られる社会を目指す	5
基本的方向 2. 性別による差別的取り扱いや女性に対するあ らゆる暴力をなくす	7

目標2 男女共同参画への意識改革および学習の充実

基本的方向 1. 男女平等を基本とし、個性尊重の視点にたつ た教育を進める	10
基本的方向 2. 男女共同参画の視点を持つ意識形成への啓發 活動を進める	13

目標3 男女が自立し共同参画する社会環境づくり

基本的方向 1. 政策や方針の決定過程への共同参画を進める	17
基本的方向 2. 男女が共に働きやすい労働環境の整備を進め る	20
基本的方向 3. 国際的視野を養う事業を進める	24

目標4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり

基本的方向 1. 男女が共に育児に参画するための支援を行う	26
基本的方向 2. 男女が共に介護に参画するための支援を行う	30
基本的方向 3. 男女が共に家庭や地域に参画できる環境づく りを進める	33
基本的方向 4. 高齢者の生きがいづくりと社会参画を進める	37
基本的方向 5. 男女の違いを配慮した災害対策を確立する	39

目標 5 生涯を通じた男女の健康に配慮したまち

基本的方向 1. 市民の健康への自己管理能力を高めるための支援を行う	4 2
基本的方向 2. 男女が互いに理解し、協力し合う健康づくりを進める	4 3

第3章 計画の推進

基本的方向 1. 行政の推進体制の整備と推進状況のフォローアップを図る	4 4
基本的方向 2. 市民が施策を監視し、市長に提言する体制を整備する	4 6
基本的方向 3. 関係機関・関係団体との連携、協力体制を強化する	4 7
基本的方向 4. 男女共同参画活動の拠点の充実を図る	4 9

第4章 重点課題

資料編	5 3
-----	-----

第1章 基本的な考え方

1. 直方市の取組

直方市においては、平成10年に「のむがた男女共同参画プラン」（以下、第1次計画という）が策定され、その後、平成16年に、より高い実効性を目指し、後期計画が大きく改正されました。この間、平成15年には「直方市男女共同参画条例」も施行されています。また、同年には、企画調整課男女共同参画推進係が単独の係として設置され、全庁的な推進体制による様々な施策を展開してきました。

さらに、「第2次のおがた男女共同参画プラン」（以下、第2次計画という）を平成20年に策定し、平成25年3月に前期計画を終了しました。

これまでの直方市の男女共同参画政策を総括しますと、大きく3点があげられます。まず、1点目として平成15年に設置された「直方市男女共同参画推進センター」において、住民の主体的な活動が活性化したことが評価されます。また、ここでは、女性相談窓口も備え、女性の悩みや様々な相談業務、ドメスティックバイオレンスなどの被害女性に対して支援を行っています。さらに、ホームページの開設や年4回の「えみくるだより」の発行など情報の提供を行っています。平成17年度は、企画スタッフを募集し、男女共同参画についての学習会や、啓発講座の企画実施を行い、多くの男性の参加者を得ることができました。平成19年4月には、男女共同参画推進センターを市民の皆さんにより親しんでいただくために、愛称とシンボルマークを募集し、愛称は<笑未来>『未来を笑顔にしていく』という意味で「えみくる」に、シンボルマークは  に決まりました。このマークは、直方市のイニシャル「N」をモチーフに3つの丸は市民と行政、そして企業を表し、3つが力を合わせ男女共同参画の推進していくことを意味しています。

2点目は、健康政策において、介護予防事業が実施されており、高齢者が男性女性にかかわらず自らの健康課題に取り組める環境が整備されていることが評価されます。高齢者の介護は、する人もされる人も女性の比率が高く、女性問題と言われますが、市民の健康の保持は、活力ある男女共同参画社会へつながります。

3点目は、審議会などの女性委員の登用率です。平成21年までに35%の目標を掲げていましたが、24年4月1日現在で30.7%とまだ達成していません。しかし、登用率0%だった「防災」の分野の「防災会議」に女性委員が参画したことは評価できます。

以上の3点に加え、女性のリーダー育成に向けては、県が実施する「福岡県女性研修の翼」に費用の半額補助を行っています。毎年応募参加者があり、研修後は、本市の男女共同参画の推進役として活動されています。

そして、男女共同参画社会の実現を目指して市民への啓発事業として、「直方男女共同参画『夢ネット』」とともに、毎年「のむがた男女共同参画フェスタ」を実施しており、昨年度16回目を迎えました。そのうち、18年度は、県および近隣市町との共催による「直鞍地区男女共同参画フォーラム」を開催し、男女共同参画社会に向けての連携を図りました。

2. 市民意識調査からみた課題と今後求められる施策

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担に賛成する人が国や県の調査と比べると多く、本市において固定的な性別役割分業意識がまだ根強い現状が明らかになりました。また、「直方市男女共同参画条例」を始め、これまでの取り組みを市民が認知していない状況もわかりました。前項で述べたとおり、平成10年以来の計画に基づいた事業は一定の評価ができるものの、男女共同参画社会の実現にはまだ道遠しの感があります。

しかしながら、すでに団塊の世代が退職し始め、労働力が確実に不足することは予測されています。この事態を迎えると、女性の力を活用しなければ社会は活性化できないことは明らかです。国の「両立支援・仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）推進が企業等に与える影響に関する報告書」によると、子育てする人が働きやすく、さらに女性の昇進や昇格の機会が男性と同等の職場環境では、既婚未婚にかかわらず仕事の意欲も満足度も高いという結果が出ています。これは、職場環境だけでなく、社会全体にもいえることではないでしょうか。社会的な活動と私的な活動のバランスが取れ、女性の能力が活用されているならば、市民は地域にも家庭にも主体的にかかわることができるといえるでしょう。今後の社会の活性化には、男女共同参画の視点が必要であるという確信をすべての人が持たなければなりません。

第2次計画で掲げた5つの目標は目指すべき方向を示しています。この目標を達成するため、今後の5年を見据えた計画に求められることは、住民と行政が協働して、男女共同参画の視点はこれから社会づくりに必要であるという確信を持つこと、そして生活実感を伴いながら着実に歩みを進めることなのです。

そのために、まずは、次代を担う子どもたちが従来の性別役割にとらわれず、個性と能力が発揮できるようにすることです。しかし、市民意識調査では、女性の半数以上が就労しているながらも、家事・育児の負担は女性ばかりにかかっており、また、女性自身も子育ては母親の手でという意識が強いことがわかりました。この状況を変えるために、子どもたちにかかわる親、祖父母、教育関係者、保育者が男女共同参画の必要性に確信を持てるよう啓発を進めなければなりません。

また、行政職員も男女共同参画の必要性への確信が必要です。様々な施策を実行するにあたり、庁内においても、市全体においても、男女共同参画の視点をもてば必ず良い結果が出せるという認識をもてるような意識づくりが必要です。

男女共同参画社会へ向けた着実な一歩のために、女性の審議会等委員の登用を促進していくことも大切です。現在の女性の登用率は第2次計画の目標値に達成していません。また、女性委員がいない審議会・委員会が依然として存在しています。行政に女性の生活体験が反映され、よりよい事業を展開していくために、女性の審議会委員等の登用率を現状以上に高めることが必要です。

さらに着実な一歩を進めるために、特に改善が必要なのは地域です。高齢者の介護予防事業等は地域で進められており、地域での住民活動は活発ではありますが、男女共同参画の視点は不足していると考えられます。市民意識調査によると、地域活動において「男性優位」と感じている女性は多かったのですが、男性はそれほど自覚していませんでした。このような環境において、地域の役職になりたいと考える女性も少ないことが判明しました。地域ではセクハラも起こっていることが調査結果からわかりました。地域活性化の意味でも、人権の問題としても、地域における男女共同参画を推進していく必要があります。すでに、センターでは様々な住民の主体的な活動が行われていますが、地域の活動と結びついていないのは課題といえます。センターのこれまでの実績を資源として、男女共同参画による地域づくりへの取り組みを進めていかなければなりません。

男女共同参画の必要性への確信と生活実感を伴う着実な一歩という視点をもって、本市における男女共同参画策定にあたらなければなりません。また、第2次前期計画で未達成の業績を踏まえながら、未達成の事業については今以上の推進が求められます。

3. 計画の目的

この計画は、男女がお互いを尊重しあい、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で性別にかかわらず、個性と能力を十分發揮し、喜びや責任をわかちあえる男女共同参画社会を実現するために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定します。

4. 計画の性格

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条3項の規定に基づく計画であり、あわせて「直方市男女共同参画推進条例」第8条に規定する基本計画です。国及び県の第2次男女共同参画基本計画を勘案し、男女共同参画社会の形成に向けて、男女平等の理念を浸透させていく施策を総合的かつ計画的、効率的に推進するために定めるものです。

また、平成19年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査結果の問題点について策定内容に反映させています。

さらに、第5次直方市総合計画第3章7節と整合を図っています。

5. 計画の期間

この計画は、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。実施計画は、20年度から24年度までの5年間を前期実施計画期間、25年度から29年度までの5年間を後期実施計画期間とします。今回、前期計画終了に伴い、後期計画の見直しを実施しました。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
前 期 計 画 期 間					後 期 計 画 期 間				

6. 計画の目標

この計画は、「直方市男女共同参画推進条例」の6つの基本理念を踏まえながら、市と市民および事業者の協働によって男女共同参画社会の実現を図るために、次の5つの目標を掲げます。

- 目標1 男女の人権の尊重
- 目標2 男女共同参画への意識改革および学習の充実
- 目標3 男女が自立し共同参画する社会環境づくり
- 目標4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり
- 目標5 生涯を通じた男女の健康に配慮したまち

7. 計画の構成

この計画は、本市における男女共同参画社会の形成を促進するために、第1章において、基本的考え方を、第2章では、計画の内容として、計画の体系、重点課題、施策の基本的方針と具体的施策を記述しています。今回、これまでの進捗状況や市民意識調査結果による本市の現状を把握し、課題を明らかにして重点課題を掲げました。

最後に、第3章では本計画を総合的、長期的かつ計画的に推進するための体制について示しています。

第2章 計画の内容

男女共同参画社会の実現

目標	基本的方向	具体的施策
1 男女の人権の尊重	1 一人ひとりの人権が守られる社会を目指す 2 性別による差別的取り扱いや女性に対するあらゆる暴力をなくす	1 性別に起因する人権侵害の防止に向けた取組 2 DV・ハラスメント等の防止に向けた取組 3 被害者支援体制の整備
2 男女共同参画への意識改革および学習の充実	1 男女平等を基本とし、個性尊重の視点に立った教育を進める 2 男女共同参画の視点を持つ意識形成への啓発活動を進める	1 男女平等の視点に立った就学前教育の推進 2 男女平等の視点に立った学校教育の推進 3 教師、保育士など教育関係者の研修の充実 4 男女共同参画推進に関する情報提供の充実 5 男女共同参画についての学習の機会の提供 6 男女共同参画に関する調査の実施
3 男女が自立し共同参画する社会環境づくり	1 政策や方針の決定過程への共同参画を進める 2 男女が共に働きやすい労働環境の整備を進める 3 國際的視野を養う事業を進める	1 審議会などの女性委員の登用促進 2 女性の能力開発とリーダー研修の充実 3 男女の対等な雇用機会と待遇の確保 4 女性のチャレンジ支援 5 職域における男女共同参画の推進 6 國際的視野に立った意識啓発
4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり	1 男女が共に育児に参画するための支援を行う 2 男女が共に介護に参画するための支援を行う 3 男女が共に家庭や地域に参画できる環境づくりを進める 4 高齢者の生きがいづくりと社会参画を進める 5 男女の違いを配慮した災害対策を確立する	1 子育てを社会で支える環境の整備 2 男女が共に育児に参画するための意識啓発 3 高齢者を社会で支える環境の整備 4 男女が共に介護に参画するための意識啓発 5 家庭における男女共同参画の推進 6 地域における男女共同参画の推進 7 高齢者の地域活動等への参加促進及び育成支援 8 男女のニーズの違いに配慮した防災対策の確立
5 生涯を通じた男女の健康に配慮したまち	1 市民の健康への自己管理能力を高めるための支援を行う 2 男女が互いに理解し、協力し合う健康づくりを進める	1 健康管理のための施策の充実 2 性に関する学習会の充実
計画の推進	1 行政の推進体制の整備と進捗状況のフォローアップを図る 2 市民が施策を監視し、市長に提言する体制を整備する 3 関係機関・関係団体との連携、協力体制を強化する 4 男女共同参画活動の拠点の充実を図る	1 市役所内推進体制の充実と強化 2 基本計画の進捗状況調査と年次報告 3 男女共同参画審議会の設置 4 市民への情報公開 5 関係機関や団体との連携強化 6 男女共同参画推進団体の活動支援 7 男女共同参画センターの機能充実

目標 1 男女の人権の尊重

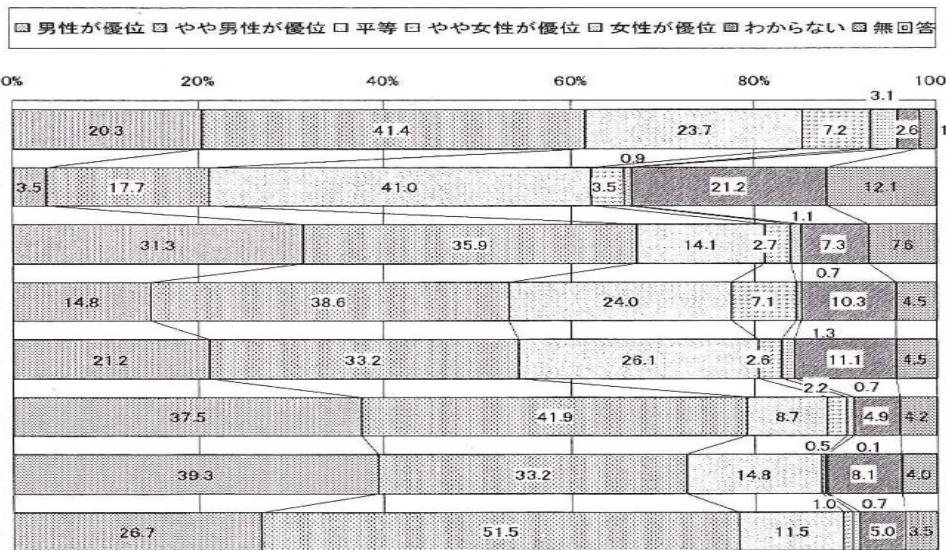
施策の基本的方向 1

一人ひとりの人権が守られる社会を目指す

人権の尊重は、男女共同参画社会の根底をなすものです。男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という）の理念でも初めに男女の人権の尊重が掲げられ、すべての施策において、男女の人権が平等に尊重され、公平に実現されてこそ、豊かな社会を築く事ができるとされています。また、直方市男女共同参画推進条例（以下「条例」という）の前文にも「一人ひとりが自分らしく生きていくために、誰もが個人として尊重されなければならない」と謳っています。しかしながら、平成19年に直方市において実施した「男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という）では、社会全体で男女の地位が平等かどうかという問い合わせに対して、平等と回答した人は約1割しかおらず、一方で、男性が優位と考える人が約8割を占めており、本市において女性の地位が劣位にあると考える人は大変多い状況にあります。また、男性と女性で認識にずれが大きかった分野は、地域活動、法律・制度、家庭、政治・政策決定の場で、いずれも男性優位と考える回答は女性が多く、男性はある程度平等になっていると認識しており、女性は不平等を感じている状況がうかがえます。さらに、平成17年度の福岡県の調査（以下「県意識調査」という）と比べると、市民意識調査では、すべての分野で「平等」の回答が少なく、本市においては男女の地位の不平等感は県平均と比べて強いといえます。学習会や広報等の啓発により、一人ひとりの人権が守られるよう意識改革を図ります。

＝ 男女の地位の平等感 ＝

N=817



資料:平成19年度直方市男女共同参画に関する市民意識調査から

目標 1 男女の人権の尊重

具体的施策1 性別に起因する人権侵害の防止に向けた取組

	具体的事業	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する人権問題について触れる機会の提供	人権問題の1つである性別に起因する問題について、企業向けにテキストを作成したり、研修会等を開催したりする等意識啓発を行う。	市民・人権同和対策課
2	苦情処理体制の整備	性別による差別的行為等に対する苦情等の申し出があった時、関係機関と協力しながら必要な調査・確認を行い、適切に対応する。	市民協働課

施策の基本的方向 2

性別による差別的取り扱いや女性に対するあらゆる暴力をなくす

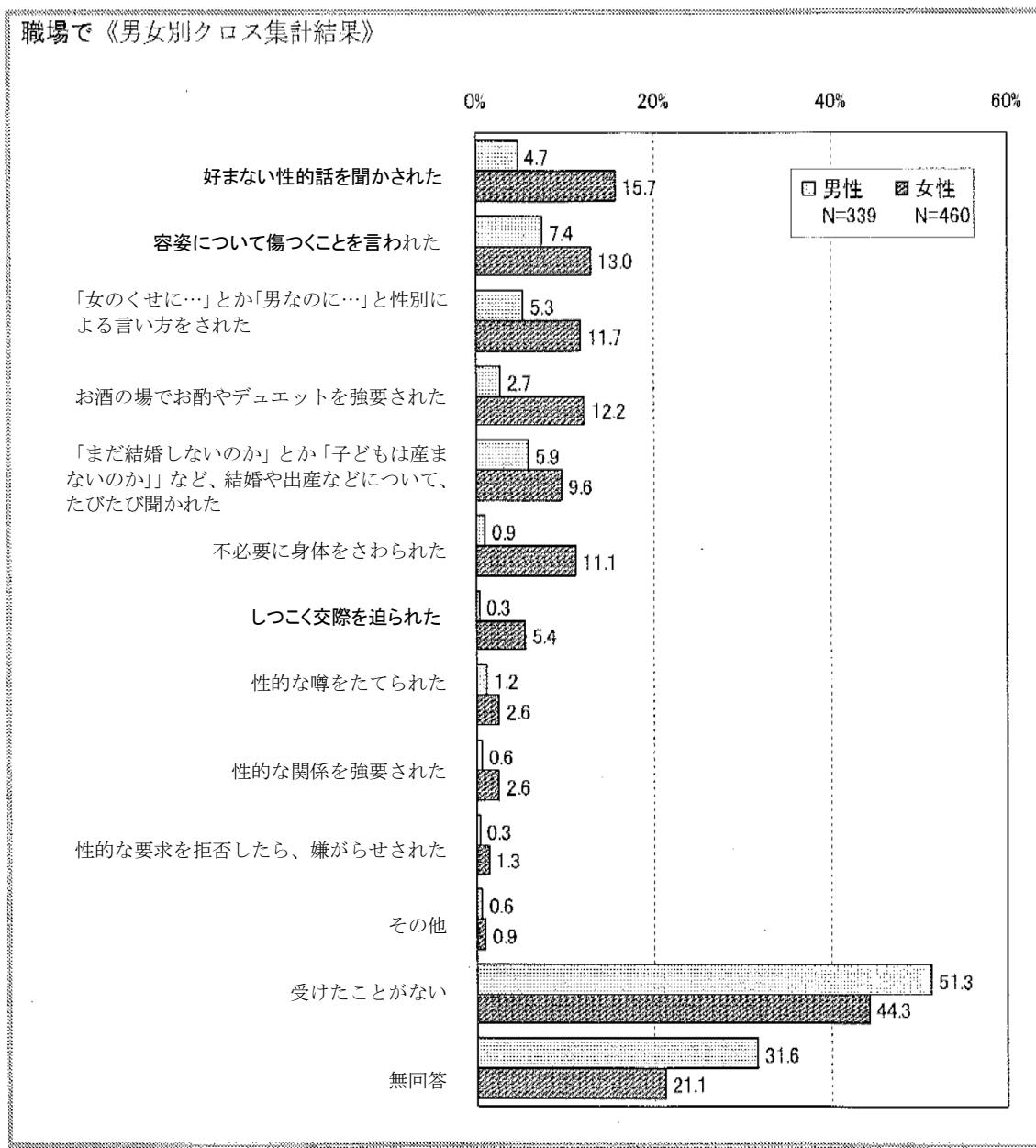
女性が被害を受けることが多いセクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、本市でも、男女共同参画推進条例第7条に性別による差別的取り扱いの禁止を規定しています。国や県においても、問題解決のために意識啓発に取り組み、法を整備し、相談体制の充実や自立支援、関係機関の連携などを重点的に進めているところです。平成13年に「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」が施行され、平成18年には「福岡県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。

今回の市民意識調査では、女性のセクシャル・ハラスメントの被害経験は、職場では3分の1、地域でも約2割にも上っています。特に、職場での被害経験では、派遣・契約社員という不安定な雇用形態の場合で多くなっており、弱い立場に置かれていると被害を受けやすいという深刻な状況が明らかになりました。また、ドメスティック・バイオレンスの認知度においては、身体的暴力に関しては暴力にあたるという認識がかなり広がっていますが、精神的暴力や性的暴力が暴力であるという認識は低く、まだ十分な理解が進んでいない状況がうかがえます。実際の被害体験についても、女性の20人に1人が身体的暴力を繰り返し受けているという重い現実が浮き上がっています。

セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスが職場や夫婦間で起こる私的な出来事とされてきたかつてと比べると、現在は、公的な場で起きた暴力と同様に、許されざる人権侵害であると社会の意識は徐々に変わってきています。しかし、被害の性質上、潜在化、深刻化しやすいため、根絶に向けたさらなる意識啓発を行う必要性があります。同時に、相談体制の充実を図り、被害者および被害者の身近な人が市の窓口など公的な機関につながれるよう、相談窓口等情報の周知を図り、各専門機関とのネットワーク化に努めています。

目標 1 男女の権利の尊重

＝職場でセクシャル・ハラスメントの経験について＝



資料:平成19年度直方市男女共同参画に関する市民意識調査から

※ セクシャル・ハラスメント (Sexual harassment)

相手の意に反して性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

目標 1 男女の人権の尊重

具体的施策1 DV・ハラスメント等の防止に向けた取組

	具体的事業	事業内容	担当課
3	DV・ハラスメント等の防止啓発の推進	市民、企業、団体、公共団体(市役所を含む)への出前講座の実施やちらしの配布等により意識啓発を行う。	市民協働課 総務課

具体的施策2 被害者支援体制の整備

	具体的事業	事業内容	担当課
4	相談窓口の充実と連携した体制づくり	相談員の資質を向上させるとともに、DVやハラスメントの相談において、関係相談員が連携した対応ができるよう体制づくりを行う。	市民協働課 総務課
5	被害者女性の保護・自立への支援	相談員の資質を向上させるとともに、DVやハラスメントの相談において、関係相談員が連携した対応ができるよう体制づくりを行う。	市民協働課 こども育成課

目標 2 男女共同参画への意識改革および学習の充実

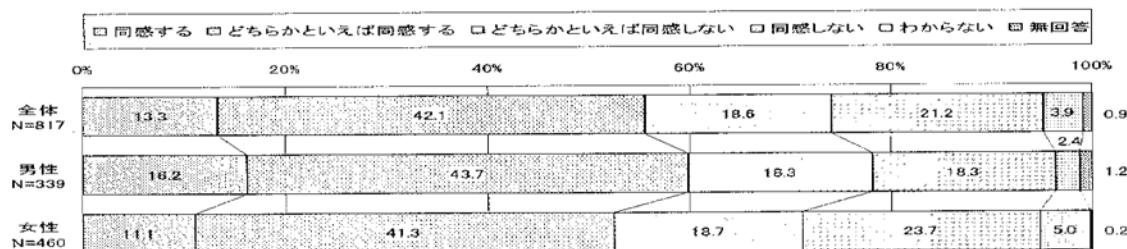
施策の基本的方向 1

男女平等を基本とし、個性尊重の視点に立った教育を進める

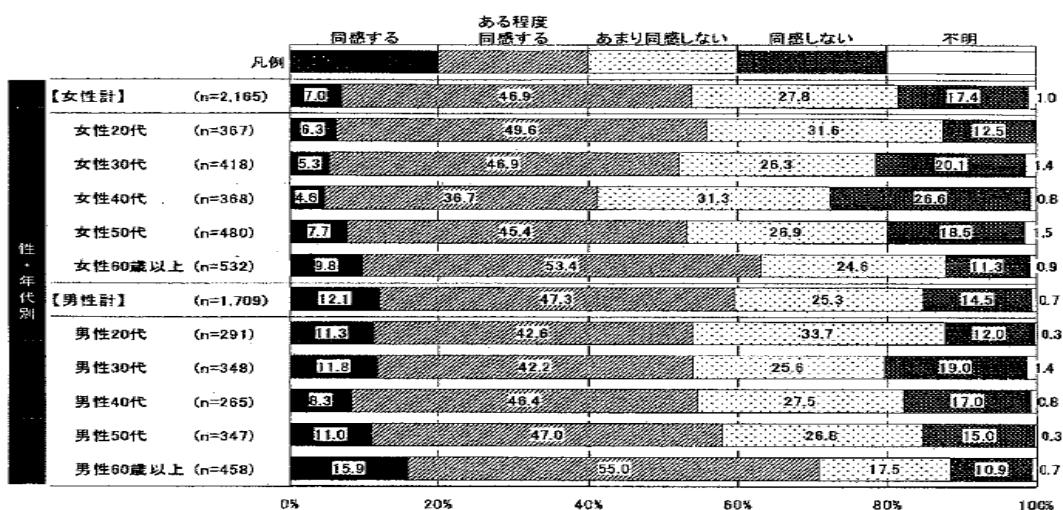
男女共同参画社会の実現のためには、幼少期における教育が大きな役割を果たします。市民意識調査でも、学校で男女平等に配慮することとして、最も高くあげられた項目が「性別にかかわらない生徒指導や進路指導」です。しかしながら、その一方では「男は仕事、女は家庭」といういわゆる性別役割分業について、全国意識調査や県意識調査と比べ、本市は賛成する人が多いという結果もでており、無意識のうちに子どもたちの個性の芽を摘む態度をとってしまう可能性もあるかもしれません。

本市ではすでに、全小中学校で男女混合名簿の実施、生徒会や児童会などの活動に男女相互の協力や性にこだわらない役割分担を行う他、授業や様々な教育活動の中で、男女平等教育を進めています。今後は、教育関係者等に対し男女共同参画についてさらなる理解を深めるための研修の充実を図り、男女共同参画推進条例第11条の「男女平等を基本とする個性を尊重する教育の推進」を着実に実施していきます。

= 「男は仕事、女は家庭」という考え方について =



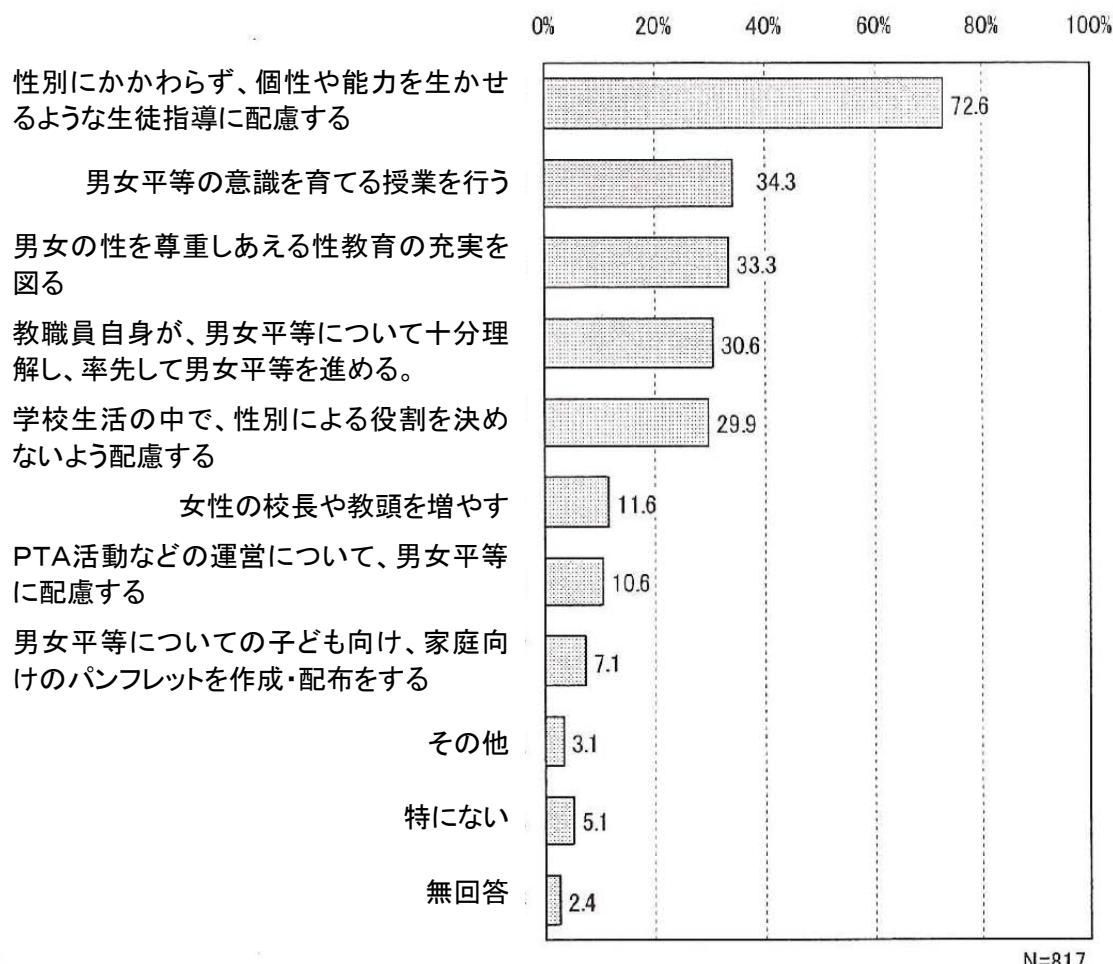
資料:平成19年度直方市男女共同参画に関する市民意識調査から



資料：平成22年3月福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」から

目標 2 男女共同参画への意識改革および学習の充実

=学校教育(保育所・幼稚園)において、男女共同参画に配慮してほしいことや、力を入れてほしいと思うことについて=



資料:平成19年度直方市男女共同参画に関する市民意識調査から

具体的施策1 男女平等の視点に立った就学前教育の推進

	具体的事業	事業内容	担当課
6	家庭における幼児期からの男女平等教育	男性が育児や家事へ参画するための講座を企画し、未就学の子どもと共に参加することで、幼児期から育児や家事に参画していくよう意識啓発を図る。	市民協働課

目標 2 男女共同参画への意識改革および学習の充実

具体的施策2 男女平等の視点に立った学校教育の推進

	具体的事業	事業内容	担当課
7	人権教育の充実	人権尊重を基盤として、児童生徒一人ひとりの個性を伸ばす男女共同参画教育について、教育活動全体を通じて充実させる。	学校教育課
8	キャリア教育(※)の充実	子ども自らが将来に対する目的意識を持ち、主体的に自己の進路を選択決定できるような能力や態度を育てるキャリア教育を推進する。	学校教育課
9	男女平等への関心を高める機会の提供	児童・生徒に男女共同参画についての啓発資料を作成し、男女平等についての関心を高め考える機会を提供する。	市民協働課

※キャリア教育 望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身につけると共に、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

具体的施策3 教師、保育士など教育関係者の研修の充実

	具体的事業	事業内容	担当課
10	男女共同参画について保育所・幼稚園の職員等関係者に対する研修への参加促進	市内保育所連盟や幼稚園協会に男女共同参画に関する研修への参加を行うよう働きかける。	市民協働課
11	男女共同参画について教育関係者に対する研修の促進	PTA研修や教職員研修等を通して、男女共同参画教育についての理解を深める研修を働きかける。	市民協働課 学校教育課

目標 2 男女共同参画への意識改革および学習の充実

施策の基本的方向 2

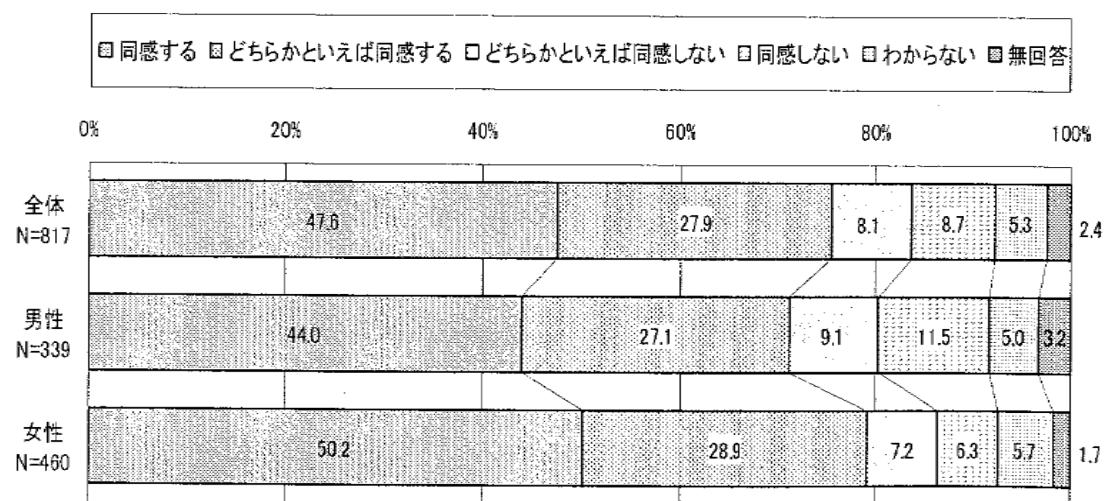
男女共同参画の視点を持つ意識形成への啓発活動を進める

男女共同参画の視点を持つ意識形成のためには、学校のみならず、生涯学習の視点からの教育が広く推進されなくてはなりません。生涯の各ステージのあらゆる場面において学習機会を提供することが、条例の基本理念に明記されている「性別役割分担が男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮される」社会への布石となるはずです。

市民意識調査で、社会の様々な分野における男女の地位についての不平等感について尋ねたところ、「男性が優位」という回答が最も多かった項目は、「慣習・しきたり」です。慣習やしきたりは、地域等で当然のものとして長年蓄積されたものであるため、女性に差別的なものでも問題と感じることが難しい場合があります。解決のためには生涯のステージに応じた男女共同参画の意識形成が必要になってきます。また、このような状況打開のためには、さらなる広報活動や啓発講座等に取り組んでいく必要があります。

さらに、より効果的な施策の推進のために、男女共同参画に関する意識調査を適時行い、その意識の変化や課題を見つけていきます。

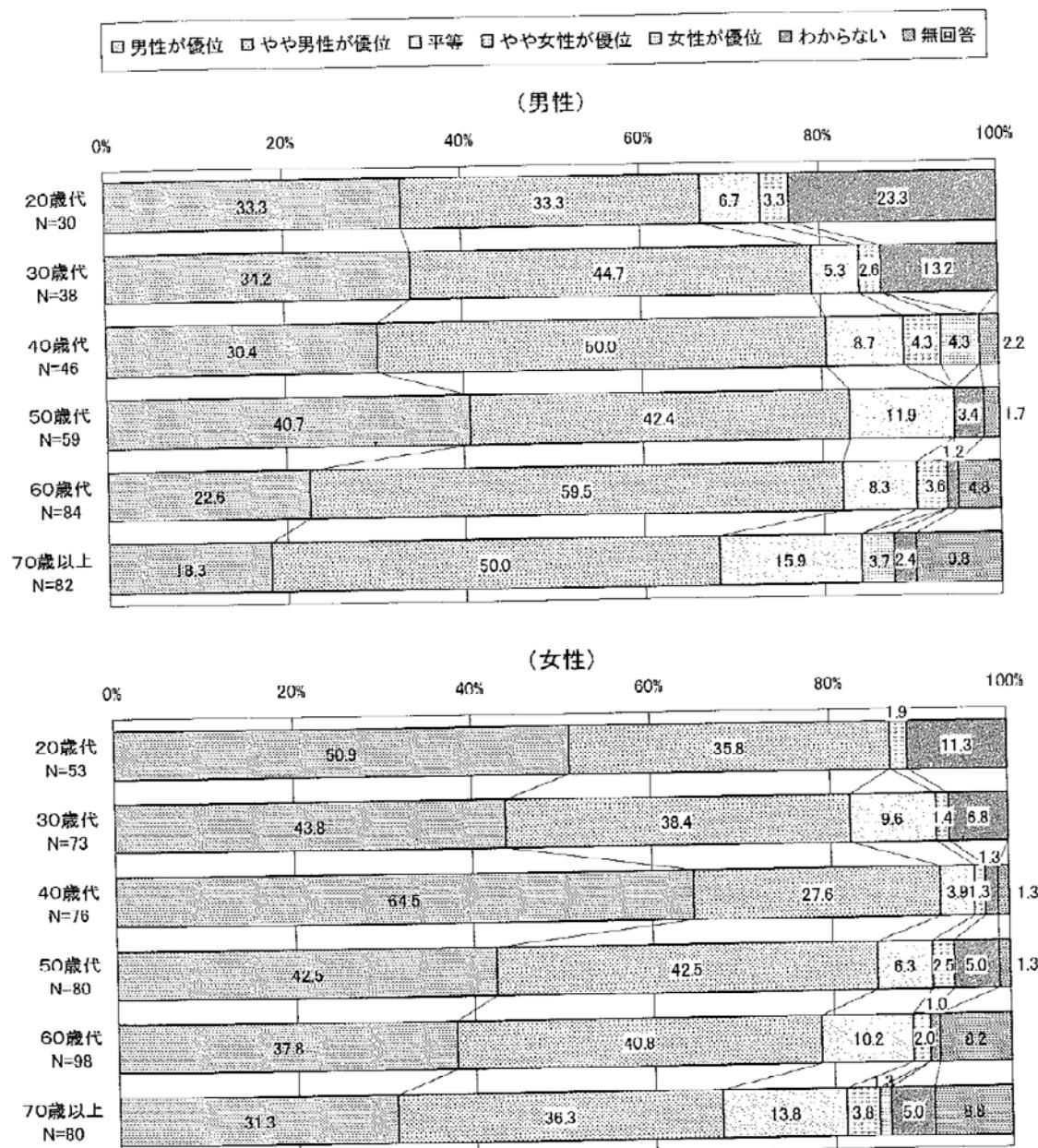
=子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ=



資料:平成19年度直方市男女共同参画に関する市民意識調査から

目標 2 男女共同参画への意識改革および学習の充実

=慣習・しきたりについて=



資料:平成19年度直方市男女共同参画に関する市民意識調査から

目標 2 男女共同参画への意識改革および学習の充実

具体的施策1 男女共同参画推進に関する情報提供の充実

	具体的事業	事業内容	担当課
12	男女共同参画社会に関する活動情報等の提供	国や県、また他のセンター等の情報を提供するため、男女共同参画センター内に情報コーナーを設置する。	市民協働課
13	男女共同参画に関する広報の充実	市のホームページや市報、広報誌「えみくるだより」の発行、および男女共同参画関連のDVDや図書の貸出しなどの充実を図る。	市民協働課
14	人権啓発冊子等への掲載	年に一度各戸配布する人権啓発冊子等へ男女共同参画に関する内容を掲載する。	市民・人権同和対策課 市民協働課
15	ジェンダー(※)にとらわれない表現への配慮	市の広報や配付物の表現が固定的な性別役割の表現にならないように配慮する。	市民協働課
16	条例やプランの周知	市民に周知するため、条例や第2次のおがた男女共同参画プランについての概要版を作成し、情報コーナー等に設置するとともに、様々な機会を通じて周知を図る。	市民協働課

※ジェンダー 生物学的性別(sex)とは異なる。社会通念や慣習の中で社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別(gender)」という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

具体的施策2 男女共同参画についての学習の機会の提供

	具体的事業	事業内容	担当課
17	のおがた男女共同参画フェスタの開催	男女が参加し、男女共同参画の実現について共に考える啓発講演会などの事業を直方男女共同参画「夢ネット」と協働し実施する。	市民協働課
18	男女共同参画に関する出前講座の実施	地域の各団体における研修会などで男女共同参画に関する出前講座の活用を働きかけ、理解を広げる。	市民協働課
19	男女共同参画についての講演会や学習会等の開催	男女共同参画の視点に立った講座等を市民のニーズに合わせ開催する。	市民協働課

目標 2 男女共同参画への意識改革および学習の充実

具体的施策 3 男女共同参画に関する調査の実施

	具体的事業	事業内容	担当課
20	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	男女共同参画に関する市民意識調査を行い、その意識の変化を探り、課題を見つけ効果的な施策につなげる。(平成28年度実施予定)	市民協働課
21	市民参画による調査研究の支援	男女共同参画に関心のある市民を育成するため、市民団体が企画した男女共同参画に関する調査や研究を支援する。	市民協働課

目標 3 男女が自立し共同参画する社会環境づくり

施策の基本的方向 1

政策や方針の決定過程への共同参画を進める

本市では「審議会等への女性委員登用に関する要綱」を制定し、平成21年度までに女性委員の登用35%にする目標を掲げ、委員構成にあたっては、事前協議書の提出を義務付けるなどの施策を実施してきました。しかし、平成24年4月1日現在での審議会等への女性委員の登用率は、30.7%にとどまり、目標達成には至っておりません。後期計画では「平成29年度末までに委員等の女性の登用を40%以上」という目標を掲げ、政策や方針の決定過程への共同参画を積極的に推進していきます。

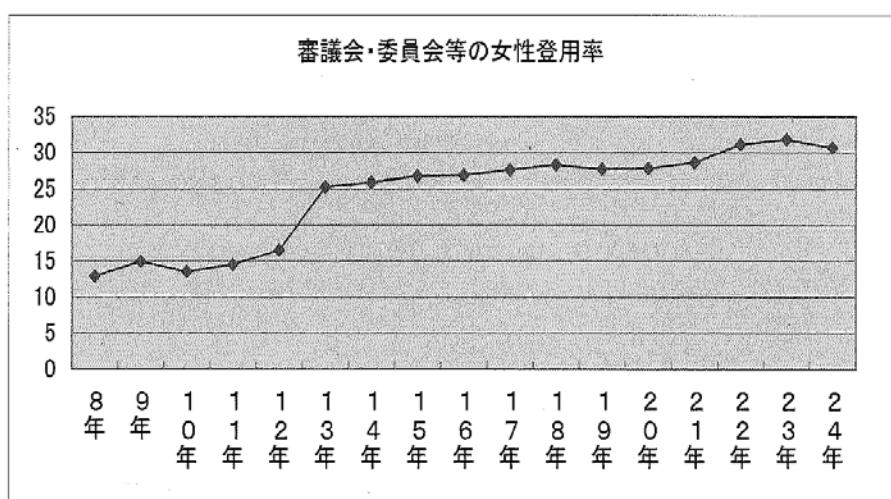
平成6年度に設置された「女性人材情報バンク」は、設置以来、新たな人材の掘り起こしに取り組んできましたが、固定化が進んでいるのが現状です。先に述べた目標を達成するために、現在の登録者の明確な把握と共に、今後は若い人材の発掘にも力を注いでいきます。

また、平成23年の「人間開発報告書」によると、日本は基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示す人間開発指数（HDI）では、187か国中12位ですが、政治および経済活動への女性の参画を示すジェンダー・ギャップ指数（GGI）では、135か国中101位と落ち込んでおり、人間開発の達成度では実績を上げていますが、女性の参画が十分でないことが分かります。

本市においても、政策決定の場では、男性優位という不平等感を感じている女性は男性より多く、とりわけ女性の50歳以上の年齢層では、男性が優位と回答した人が約8割にも達しています。しかし、一方では、役職につくことを推薦された場合に断るという女性もまだまだ多いことから、女性がリーダーとしての役割を果たすための研修や啓発も積極的に取り組まなくてはなりません。

審議会・委員会等の女性登用率推移

年度	登用率
8年	12.9
9年	14.9
10年	13.5
11年	14.5
12年	16.5
13年	25.3
14年	25.9
15年	26.8
16年	26.9
17年	27.6
18年	28.3
19年	27.7
20年	27.8
21年	28.6
22年	31.1
23年	31.8
24年	30.7



目標3 男女が自立し共同参画する社会環境づくり

(1) HDI(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.943
2	オーストラリア	0.929
3	オランダ	0.910
4	米国	0.910
5	ニュージーランド	0.908
6	カナダ	0.908
7	アイルランド	0.908
8	リヒテンシュタイン	0.905
9	ドイツ	0.905
10	スウェーデン	0.904
11	スイス	0.903
12	日本	0.901
13	香港(中国)	0.898
14	アイスランド	0.898
15	韓国	0.897
16	デンマーク	0.895
17	イスラエル	0.888
18	ベルギー	0.886
19	オーストリア	0.885
20	フランス	0.884
21	スロベニア	0.884
22	フィンランド	0.882
23	スペイン	0.878
24	イタリア	0.874
25	ルクセンブルグ	0.867
26	シンガポール	0.866
27	チェコ	0.865
28	英国	0.863
29	ギリシア	0.861
30	アラブ首長国連邦	0.846
31	キプロス	0.840
32	アンドラ	0.838
33	ブルネイ	0.838
34	エストニア	0.835
35	スロバキア	0.834
36	マルタ	0.832
37	カタール	0.831
38	ハンガリー	0.816
39	ポーランド	0.813
40	リトアニア	0.810
41	ポルトガル	0.809
42	バーレーン	0.806
43	ラトビア	0.805
44	チリ	0.805
45	アルゼンチン	0.797
46	クロアチア	0.796
47	バルバドス	0.793
48	ウルグアイ	0.783
49	パラオ	0.782
50	ルーマニア	0.781

(2) GGI(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.8640
2	フィンランド	0.8451
3	ノルウェー	0.8403
4	スウェーデン	0.8159
5	アイルランド	0.7839
6	ニュージーランド	0.7805
7	デンマーク	0.7777
8	フィリピン	0.7757
9	ニカラグア	0.7697
10	スイス	0.7672
11	オランダ	0.7659
12	ベルギー	0.7652
13	ドイツ	0.7629
14	レソト	0.7608
15	ラトビア	0.7572
16	南アフリカ共和国	0.7496
17	ルクセンブルク	0.7439
18	イギリス	0.7433
19	キューバ	0.7417
20	オーストリア	0.7391
21	カナダ	0.7381
22	アメリカ	0.7373
23	モザンビーク	0.7350
24	ブルンジ	0.7338
25	オーストラリア	0.7294
26	スペイン	0.7266
27	バルバドス	0.7232
28	ウガンダ	0.7228
29	コスタリカ	0.7225
30	ボリビア	0.7222
31	カザフスタン	0.7213
32	アルゼンチン	0.7212
33	エクアドル	0.7206
34	リトアニア	0.7191
35	カーボベルデ	0.7180
36	マラウイ	0.7166
37	バハマ	0.7156
38	スロベニア	0.7132
39	スリランカ	0.7122
40	パナマ	0.7122
41	ナミビア	0.7121
42	ガイアナ	0.7119
43	トリニダード・トバゴ	0.7116
44	モンゴル	0.7111
45	モルドバ	0.7101
46	タンザニア	0.7091
:	:	:
101	日本	0.6530
102	ベリーズ	0.6465
103	カンボジア	0.6457

HDI:人間開発指数

(Human Development Index)

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」および「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。

具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率、就学率）、調整済み一人当たりの国民所得を用いて算出したもの。

GGI:ジェンダー・ギャップ指数

(Gender Gap Index)

各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野および保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。性別による格差を明らかにしている。

資料:国連開発計画(UNDP)
(2011年)

資料:世界経済フォーラム
(2012年)

目標3 男女が自立し共同参画する社会環境づくり

具体的施策1 審議会などの女性委員の登用促進

	具体的事業	事業内容	担当課
22	審議会、委員会等への女性委員登用の推進	審議会や委員会等の委員選出にあたっては、女性行政担当部長との事前協議の徹底や、公募枠の設定など委員構成の見直しを推進し、女性委員の積極的な登用に努める。平成29年度までに40%を目指す。	全庁
23	女性人財情報バンクの充実	審議会等委員の候補者となる女性の人材把握に努め、女性人財情報バンクの充実を図る。	市民協働課

具体的施策2 女性の能力開発とリーダー研修の充実

	具体的事業	事業内容	担当課
24	女性自身の能力を引き出すための研修や講座の開催	一般市民や市民団体等会員を対象に、女性自身の能力を引き出すための研修や講座を実施する。	市民協働課
25	女性リーダー育成・交流の促進	女性審議員や市民団体等を対象に、女性リーダー育成研修やあすばる主催の研修の案内を行う。また交流の場を持つ。	市民協働課
26	女性職員の意識的な人材育成	人材育成機会(配置、昇任、研修)の男女間の平等な提供を意識し、政策研修などに女性職員の積極的参加を進める。	総務課
27	女性消防団の活用	女性消防団員のスキルアップや組織力の向上を図るため、固定的な役割分担意識を見直すと共に、運営や企画などに携わる機会を積極的に提供する。	消防本部 (総務課)

施策の基本的方向2

男女が共に働きやすい労働環境の整備を進める

平成19年8月に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」では、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」のかかわり方について、男性の希望は、「仕事と家庭生活をともに優先したい」が多くなっていますが、現実は「仕事を優先している」が多く、女性の希望は「仕事と家庭生活をともに優先したい」、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したい」が多くなっていますが、現実は「家庭生活を優先している」が多くなっており、男女ともに希望と現実との間にギャップが生じていることが分かります。男女が仕事と私生活をバランスよく両立させながら、自らに合った人生設計を希望どおりに築くことが求められます。そのためには企業の意識改革を目指して、事業主の理解を得るための情報提供や研修等、啓発活動の推進を図ります。

また、市民意識調査によると、女性が職業を持つことについての考えは、「ずっと職業を持つ」という就労継続型の3割と「子どもができたら職業を中断し、手がかかるなくなって再び持つ」というM字型就労の55%をあわせて、女性が働くことが望ましいと考える人が大半を占め、専業主婦思考は極めて低くなっています。しかしながら、実際の働き方では、理想よりもM字型就労をしている女性は少なく、その分結婚や出産で就労を中断して専業主婦になる人が多く、就労を希望しても、一旦就労を中断すると再就労が困難な状況がうかがえます。このため、事業所に対して、再就職支援、育児・介護休業制度の定着・促進、復職後のフォロー策などを雇用環境の整備を働きかけていくとともに、結婚・出産等で離職した女性の再就職支援を含めた女性の職業能力向上の支援に取り組みます。

同時に男性が主体となることが多い農業や商工自営業においても、女性が主体的に経営にかかわり、対等なパートナーとして男性と共に歩んでいくために、女性自営業、起業家に対しての情報の周知や支援を行っていきます。

また、農業者に対しては、食料・農業・農村基本法（※）に基づき、家族経営協定（※）を推進していきます。

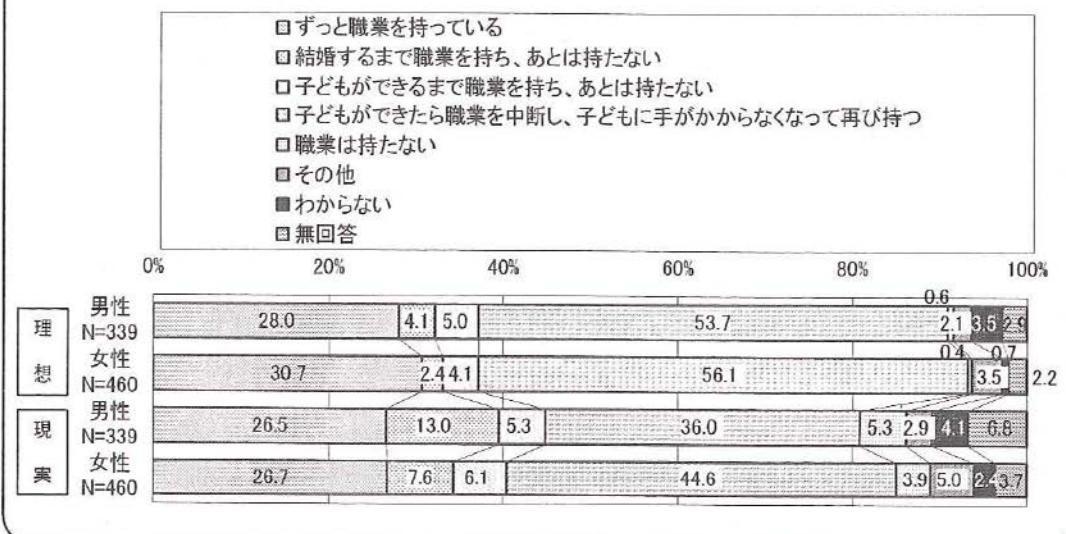
※食料・農業・農村基本法（第26条 女性の参画の促進）

女性は農業就業人口の約6割を占め、農業生産や地域における活動に大きな役割を果たしていますが、農業経営や農村振興上の女性の重要性は必ずしも評価されているとはいえない状況です。平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法第26条において「女性の参画の促進」が明記され、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営およびこれに関連する活動に参画していくことができるよう環境の整備を進めるという基本方向が示されました。

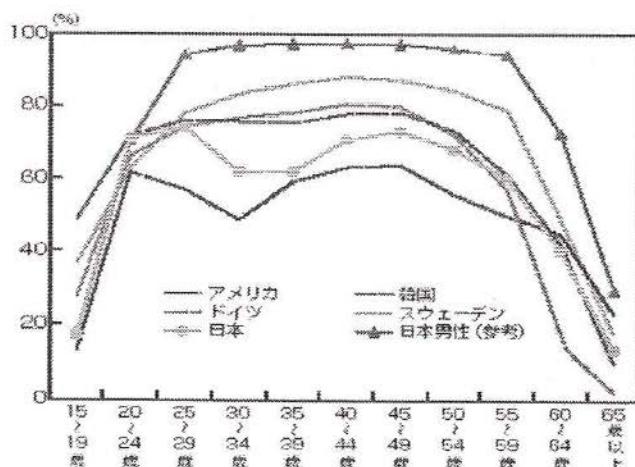
※家族経営協定

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文章で取り決めるものです。

【「女性が職業を持つこと」について（理想と現実）】



資料：平成19年度男女共同参画に関する市民意識調査から



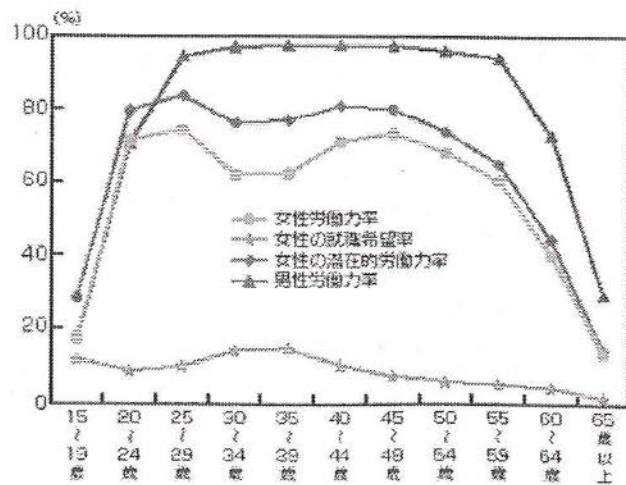
女性の年齢階級労働力率の 国際比較

アメリカ、ドイツ、スウェーデンにおいては、年齢階級別労働力率にM字型のくぼみが見られません。

資料：「Year Book of Labour Statistics 2005(ILO)」から

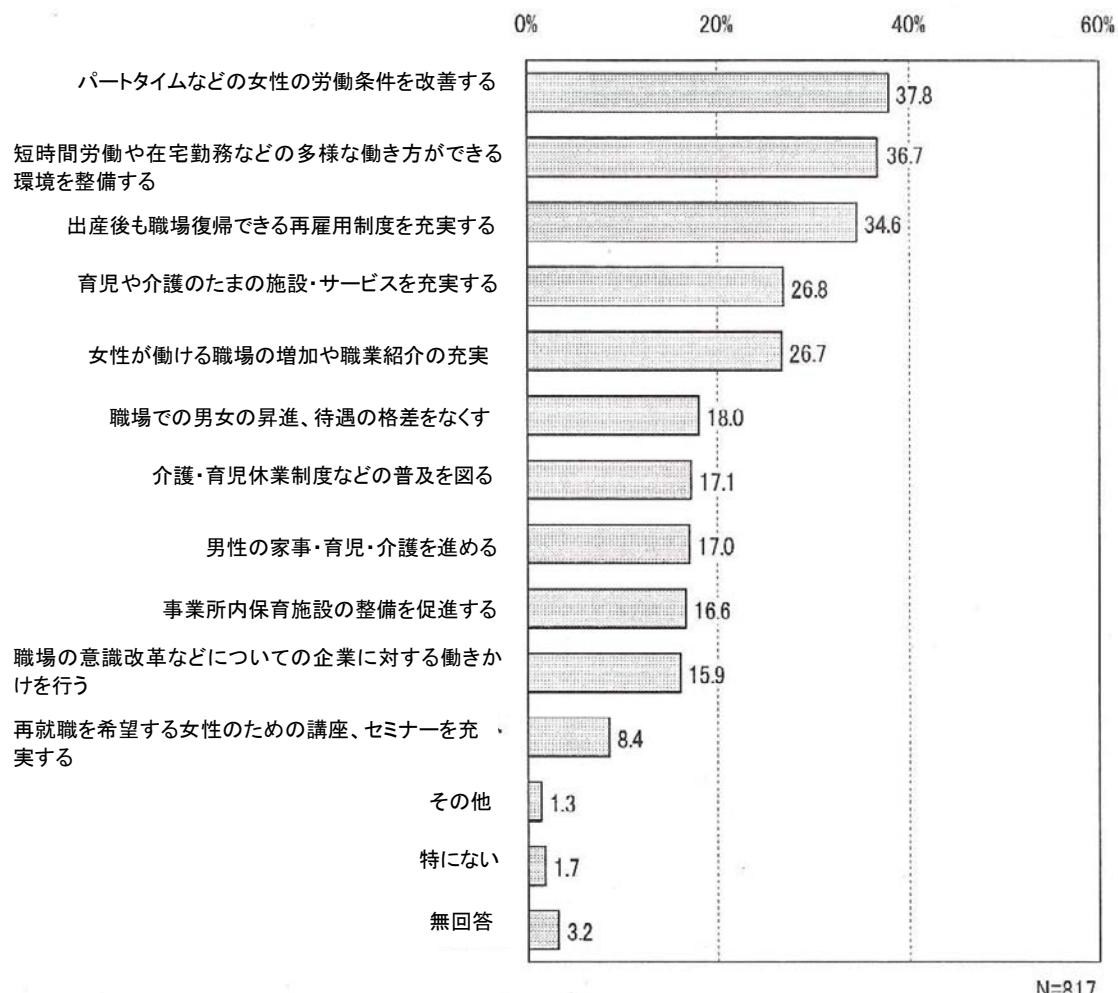
女性の年齢階級別 潜在的労働力率

資料：総務省「労働力調査（詳細結果）」
(平成18年平均) から



目標 3 男女が自立し共同参画する社会環境づくり

＝女性が働きやすい環境を作るためには＝



資料：平成19年度男女共同参画に関する市民意識調査から

目標3 男女が自立し共同参画する社会環境づくり

具体的施策1 男女の対等な雇用機会と待遇の確保

具体的事業		事業内容	担当課
28	労働に関する法律や制度についての情報の周知	市民や企業等へ、育児・介護休業法や母性保護規定等に関する法律についての情報を、ホームページや市報、またリーフレットの配布などを通じて周知する。	市民協働課 健康福祉課 商工観光課
29	労働に関する相談の場と情報の提供	ハローワークや県と連携し、労働条件や職場環境に関する相談や情報提供を行う。	市民協働課 健康福祉課
30	事業所調査の実施	育児等との両立支援に関する制度の利用の取り組み状況など、市内事業所の実態を把握するために、調査を実施する。(平成28年度実施予定)	市民協働課
31	男女の対等な雇用機会と待遇の確保の整備に向けての要望	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保や、仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方の推進など、雇用環境の法整備を国・県に働きかける。	市民協働課

具体的施策2 女性のチャレンジ支援

具体的事業		事業内容	担当課
32	女性の起業支援	起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や融資制度についての情報提供や相談支援を図る。	商工観光課 市民協働課
33	女性の再就職支援	結婚や育児、介護等で離職した女性の再就職を支援するための講座や相談事業の充実を図る。	市民協働課

具体的施策3 職域における男女共同参画の推進

具体的事業		事業内容	担当課
34	商工業分野における男女共同参画意識の啓発	商工会議所等の研修会を通じて、男女が対等に経営参画するための意識啓発を図る。	市民協働課
35	農業分野における男女共同参画意識の啓発	家族経営内での女性農業者の地位や役割を明確にするために、家族経営協定制度の啓発活動を行う。	農業振興課
36	女性農業者の経営参画に向けた能力向上等の推進	農業に従事する女性の経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修・情報提供を推進する。	農業振興課

目標3 男女が自立し共同参画する社会環境づくり

施策の基本的方向3

国際的視野を養う事業を進める

各国の女性たちを取巻く環境にはそれぞれ固有の問題がありますが、同時に国境を越え共有できる問題も多くあります。1995年北京で行われた、第4回世界女性会議で採択された「行動綱領12の重大問題領域について」に、各国が女性の地位向上のためにとるべき行動分野が示されています。

世界の女性たちの置かれている現状を認識し、情報を交換し交流しながら理解を深めることも重要であり、そのためにも豊かな国際感覚を身につける機会を設け、国際的視野を持つ女性リーダーの育成が必要です。

また、市内には多くの外国人が暮らしています。生活習慣の違いや言葉の壁などがあり、その人たちへの情報の提供を行うとともに、それぞれの国民性を理解しつつ共に連帯していく地域づくりを進めます。

＝世界各国の女性議員増化のための取組＝

議会制度	選挙制度	取組内容
ノルウェー	変則一院制 比例代表制	・候補者名簿（比例代表制）への登録を男女交互（50%）に 【主要政党規約】
スウェーデン	一院制 比例代表制	・自由党が、執行部を男女ともに40%以上と規定 【党規約】 ・左翼党が、選挙される組織の代表及び任命職の50%以上を女性と規定 【党規約】 ・自由党、社会民主党、環境党、左翼党が男女交互の候補者リストを作成（50%）（国政選挙、地方選挙）【党規約】
ドイツ	二院制 小選挙区制の要素を加味した比例代表制	・緑の党が男女交互名簿を導入（国政選挙、地方選挙）【党規約】 ・社会民主党が党内選挙の候補者のうち、3分の1を女性 【党規約】 ・キリスト教民主同盟が、党大会における党役職選挙の結果女性が3分の1に達しなければ選挙をやり直す修正クオールム制を導入 【党規約】
フランス	二院制 元老院：間接選挙 国民議会：小選挙区制	・1999年6月、憲法を改正し、パリテ（男女同数）条項を導入（憲法第3条「法律は、選挙によって選出される議員職と公職への男女の平等なアクセスを促進する」、第4条「政党および政治団体は、法律の定める条件において、第3条最終項で表明された原則の実施に貢献する」）【憲法】 ・上院（元老院）等の比例代表1回投票制候補者名簿登載順については、男女交互【公職における男女平等参画促進法（通称パリテ法）】 ・比例代表2回投票制の候補者名簿登載順6人ごとに男女同数【公職における男女平等参画促進法（通称パリテ法）】 ・比例代表選挙については名簿が条件を満たしていない場合、届出を受理しない。下院（国民議会）の小選挙区選挙については、各政党は候補者の男女差を2%以内にしなければ、政党助成金が減額される罰則がある【公職における男女平等参画促進法（通称パリテ法）】
英国	二院制 小選挙区制	・労働党が党執行部におけるクオータ制導入【党規約】 ・労働党と自由民主党において男女交互名簿を作成 【党規約】 ・労働党においては、隣接する二つの選挙区を一括りとみなし、党内選挙で最も多くの票を獲得した女性候補者に一つの選挙区で立候補する権利を与え、最も多くの票を獲得した男性議員にもう一つの選挙区で立候補する権利を与える制度を導入【党規約】
オーストラリア	二院制 小選挙区制	・2002年、労働党が、主要ポスト及び予備選挙等に際して40%クオータを導入【党規約】
韓国	一院制 小選挙区比例代表並立制	・全国区比例代表候補者名簿の50%以上を女性 【公職選挙法】 ・地域区（日本の小選挙区）は、政党が30%以上女性を推薦（努力目標） 【公職選挙法】
フィリピン	二院制	・社会のマイノリティの議会参加を奨励する政党リスト制度の下、複数の女性団体が政党を結成し、下院選に参加【政党リスト制度 The Party List Act (1995)】 ・フィリピン下院において軽んじられてきた女性を含む特定のグループに、250の議席のうち20%を割り当てる【政党リスト制度 The Party List Act (1995)】
マレーシア	二院制	・マレーシア華人協会党が、地方議員の議席の30パーセントを女性【党規約】

（備考）IDEA Quota Project 「Quota Database」、内閣府「ポジティブ・アクション研究会報告書（別冊・第2部）」（平成17年）、内閣府「男女共同参画諸外国制度等調査研究報告書」（平成14年、15年）等より作成。

資料：平成19年度内閣府男女共同参画白書より

目標 3 男女が自立し共同参画する社会環境づくり

具体的施策1 國際的視野に立った意識啓発

	具体的事業	事業内容	担当課
37	国際的動向の理解促進	男女共同参画施策が進んでいる諸外国の情報提供や国際理解を深めるための学習会の開催を実施する。	市民協働課
38	「福岡県女性研修の翼」への参加補助	国際的視野を持った地域の女性リーダーの養成を図るため「福岡県女性研修の翼」の参加決定者に自己負担の2分の1の補助を行う。	市民協働課

目標4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり

施策の基本的方向1

男女が共に育児に参画するための支援を行う

本市においては、子どもの成長を様々な立場の人が見守り喜び合えるよう平成18年に子育てネットワーク「すくすく」が発足しました。家族の規模の縮小化が進み、共働き家庭が増える中、育児において男女が共に責任を担い、社会全体がこれを支援することはますます重要になっています。

市民意識調査においても、男女共同参画を実現するために本市に求めることとして「保育や介護サービス」を約半数の女性があげています。その一方で、家庭における夫婦の役割分担について「育児・子どものしつけ」は、「ほとんど妻がする」「妻が主で夫が協力」の割合が高くなっています。子育てに関して女性に負担が偏っている実態が浮き彫りになっています。

このため、育児については、社会全体が支援すべきものであるとの認識に立ち、子どもを健やかに生み育てられる環境を緊急に整備しなければなりません。多様なニーズに対応した保育サービスの充実、子育ての悩みの解消を図るために相談・支援体制の充実等に努め、育児者が不安や孤立感を抱えず、安心して育児を行うことができる環境づくりに取り組みます。

また、子どもの養育等で大きな不安を抱えている母子・父子家庭等ひとり親家庭の経済的、社会的な自立を促進するための支援の充実にも努めていきます。

みんなで楽しい子育てを！

直方に来たばかりでママ友がほしい。
近所に子どもの遊び友達がない。
子どものことを話したり、相談する相手がない。
子どもを広い所で遊ばせたい。
子育てに役立つ情報がほしい。

そんな時は地域子育て支援センターに遊びに来てみませんか？

妊娠婦～0歳児とその兄姉 毎週木曜日は……赤ちゃん広場

0歳児～就学前 木曜日を除く……遊びの広場 月曜～金曜日

利用時間帯／10:00～14:00

いっしょに遊ぼう!! 11:30～12:00
ランチタイム 12:00～

※ 無料です。予約はいりません
※ 子育て相談スタッフもお待ちしています。

子育て相談

月～金曜日 8:30～17:00
電話・面談どちらも受付ます
子育て情報の提供も行っています
電話:0949-28-9102

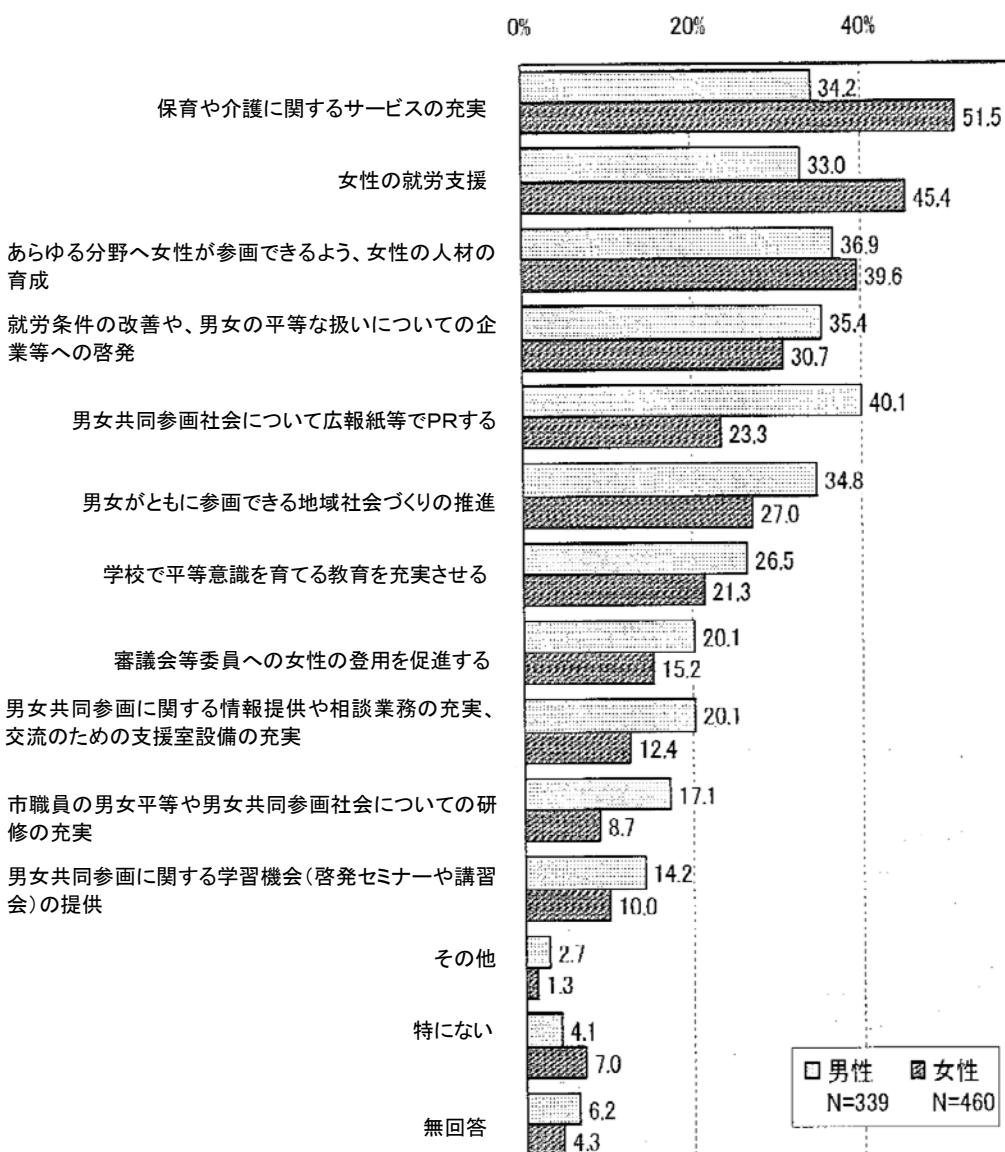
育児講座

育児講座を開催しています
日程・内容は、市報等にてお知らせしています

たくさんの笑顔があなたを待っています

目標4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり

【男女共同参画社会実現のために直方市に望むこと】



資料: 平成19年度直方市男女共同参画に関する市民意識調査から

目標4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり

具体的施策1 子育てを社会で支える環境の整備

順位	具体的な事業	事業内容	担当課
39	要保護児童対策への取組の推進	虐待、不登校、非行等要保護児童への対応・支援を行う。また、保健師や家庭児童相談員と連携をとりながら、児童虐待や児童の問題行動を未然防止、早期発見・対応のため、要保護児童対策地域協議会の充実を図る。	こども育成課
40	子育てに関する相談の充実	家庭における児童養育、児童福祉の向上に関する相談指導の充実を図る。	こども育成課
41	次世代育成支援行動計画(直方子どもすくすくプラン)の推進	男女共同参画の視点に立ち、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、仕事と家庭の両立支援等の施策を推進する。	こども育成課
42	ファミリーサポート事業(※)の充実	ファミリーサポート事業は平成22年から事業開始しているが、今後は利用者の増加を図るために、事業の見直しを行う。	こども育成課
43	地域子育て支援センターの充実	地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とし、育児不安についての相談や指導を行う。また子育てネットワーク「すくすく」との連携を図りながら、子育てサークルの育成と活動支援を行う。	こども育成課
44	保育サービスの拡充	働き方の多様化に対応するため、一時預かり事業や延長保育、短期支援事業、障がい児保育などを継続的に実施する。未実施の病後児保育については実施を検討する。	こども育成課
45	学童クラブの充実	市内全校区に学童クラブが設置されたので、今後は運営指針や保育計画の充実を図る。	こども育成課
46	市主催の行事における託児の実施	市主催の講演会等において、託児を実施する。	全庁

※ファミリーサポート事業

仕事と育児も両立を手助けするため、パートタイム就労や急な残業、出産、冠婚葬祭、子どもの病気の際などに、育児や介護の援助を受けたい人（依頼会員）と行う人（提供会員）が地域において相互に助け合う有償ボランティア事業のこと。

目標4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり

具体的な事業		事業内容	担当課
47	ひとり親家庭への支援制度の周知	ひとり親家庭に対し、手当てや給付金等の支援制度をわかりやすく紹介したパンフレットの配布を行う。また、市報等を活用し制度の周知に努める。	こども育成課
48	ひとり親家庭への相談体制の充実	ひとり親家庭の生活安定と自立のために、母子自立支援員や民生委員・児童委員等と連携を図り、相談体制の充実を図る。	こども育成課

具体的な施策2 男女が共に育児に参画するための意識啓発

具体的な事業		事業内容	担当課
49	男性の育児参画の推進	男性の積極的な育児参画を進めるため、意識啓発のためのちらし作成や、男性も参加しやすいように工夫した講座等を開催する。	市民協働課 こども育成課

目標 4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり

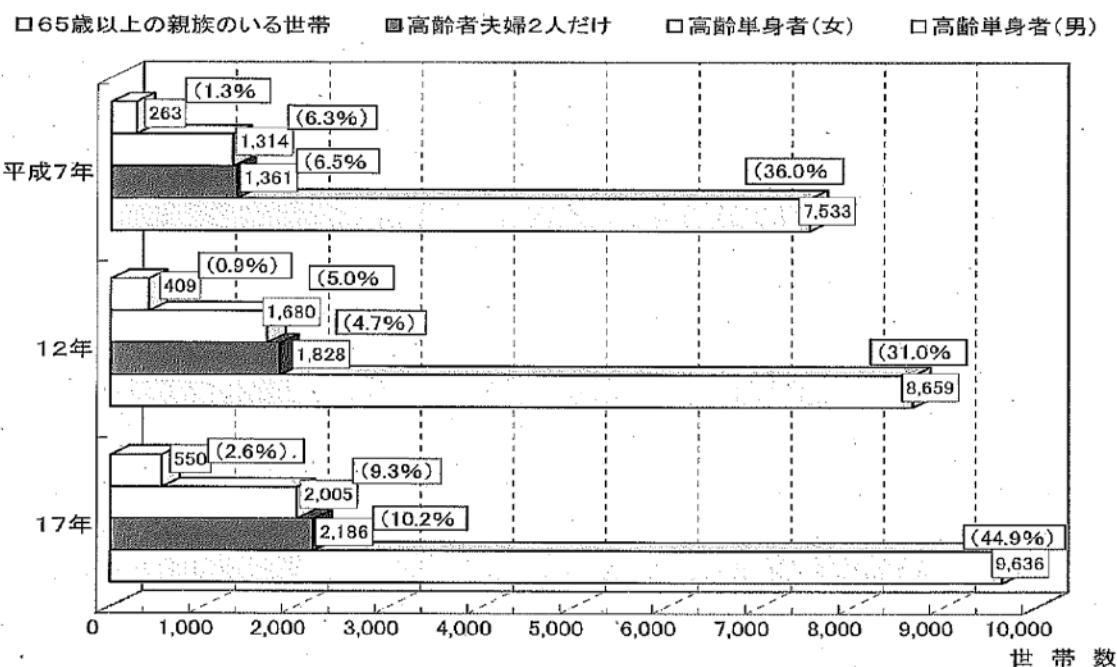
施策の基本的方向 2

男女が共に介護に参画するための支援を行う

本市の高齢化率は、28.03%（平成25年3月1日現在）にも上り、「超高齢化社会」に突入しています。このような状況の中での介護は、育児と同様、社会全体で支え合う仕組みなしでは今後充分に取り組むことはできません。平成12年度にスタートした介護保険制度が大幅に見直されたことを踏まえ、本市では平成24年に「直方市第5期高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画」を策定し、高齢者がより健康に、より幸福に生活を送れるよう施策に取り組んでいるところです。

市民意識調査によると、老後の生活に対する不安を感じる項目で、「年金・医療等の福祉の水準の低下」に続いて多かったのが「健康状態や身体能力の低下」でした。この不安を取り除くよう、介護保険制度での限界を補うための介護予防システム双方の利用促進、啓発により、住み慣れた直方での安心した老後を提供できるよう取り組みます。生活機能低下が重度化した場合には適切なサービスを提供していくと同時に、元気な高齢者や要支援者に対しては重度化を防ぐための介護予防や生活支援などを行います。

=直方市高齢者世帯（一般世帯）=



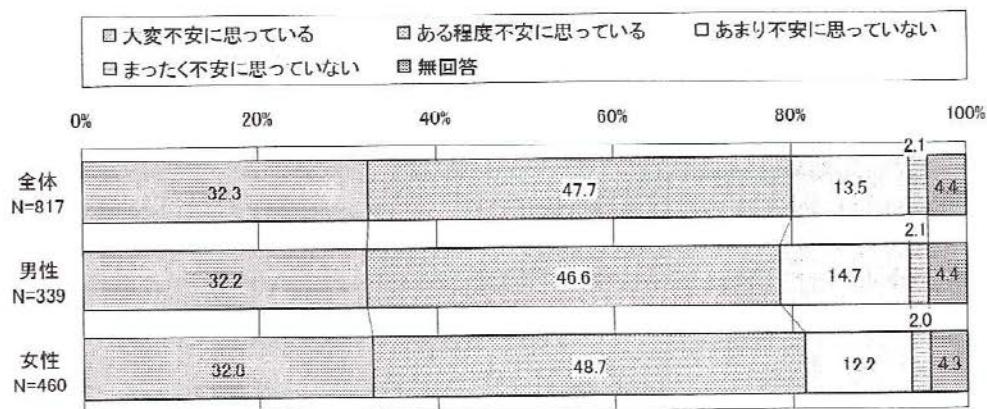
注)重複あり。

注)（ ）は、一般世帯数総数に対する割合。

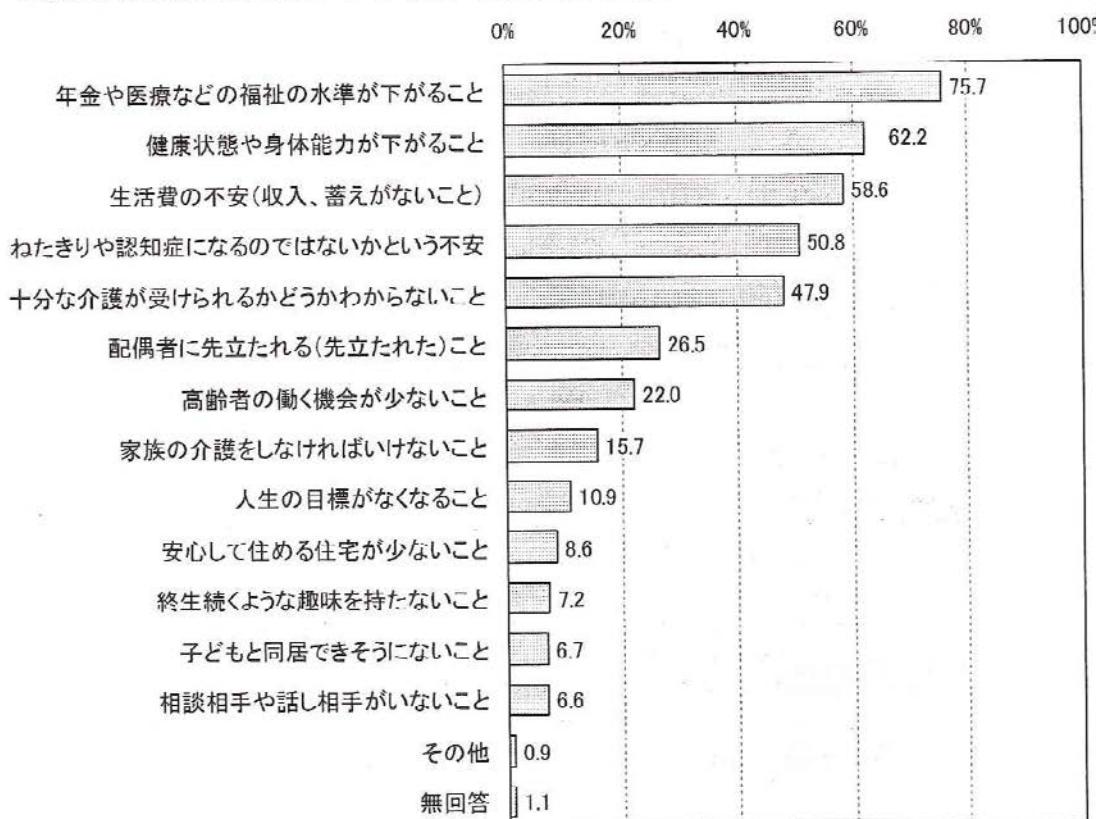
資料：統計直方第48号（平成23年度）から

目標4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり

—老後の生活についてどの程度不安に思っているかについて）＝



＝老後に不安を感じることについて（注：不安があると回答した人にのみ回答）＝



N-654

資料：平成19年度直方市男女共同参画に関する市民意識調査より

目標4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり

具体的施策1 高齢者を社会で支える環境の整備

	具体的事業	事業内容	担当課
50	高齢者保健福祉・介護保険サービスの周知	高齢者保健福祉・介護保険サービスガイド「あんしん直方」の各戸配布(3年に1度)や出前講座、民生委員・児童委員や地域で活動している方等の人的ネットワークを活用し、介護保険サービスの周知を積極的に行う。	保健課 健康福祉課
51	高齢者福祉に関する相談体制の充実	高齢者の様々な相談や権利擁護など高齢者福祉に関する相談について、地域包括支援センターを拠点とし、4ヵ所の在宅介護センターと連携を図りながら、相談体制をつくり、相談窓口の周知を積極的に行う。	健康福祉課

具体的施策2 男女が共に介護に参画するための意識啓発

	具体的事業	事業内容	担当課
52	男性の介護参画への意識啓発	男性の介護参画への意識啓発のため、ちらしの配布や知識・技術を身に付けるための講座等を行う。	市民協働課

施策の基本的方向3

男女が共に家庭や地域に参画できる環境づくりを進める

市民意識調査によると、「男の子も女の子も炊事、掃除、洗濯などの仕方を身につけさせる」という子どもの育て方について、50歳代以上は40歳代以下と比べ賛成する人が少なく、中高年年代層では男性の家事への参加に対する認識はまだまだ不十分な状況です。老後も「配偶者に先立たれる不安」が女性より男性に多い結果も、男性の生活面での自立が十分でないことが一因であり、超高齢化に突入した今、男性の生活面での自立は緊急的課題となっていきます。

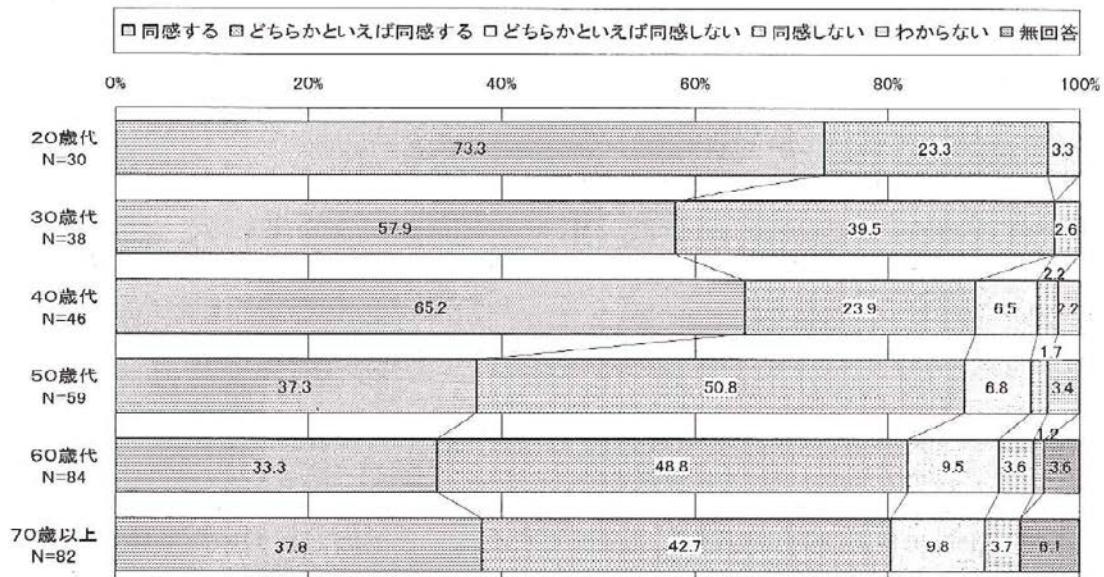
また、地域では、従来から福祉、防災防犯、子育て等様々な活動が行われていますが、日常の地域活動に多くかかわっているのは女性です。全国意識調査によると、「男性はもっと地域社会の活動や家庭生活における活動に参画する必要がある」という考え方については、賛成派が73%となっており、男性の地域への参画は求められている状況です。その一方で、団体の会長には、男性が就き、女性は補助的役職に就くという慣行がいまだに根強い現状もあります。市民意識調査で「自治会長や区長、公民館長、PTA会長など地域の役職に自分が推薦されたら引き受けることを断る」と回答した女性その理由を尋ねたところ、「役職につく知識や経験がないから」との回答が極めて多く43.2%を占めています。今後は、男性の地域への積極的なかかわりと同時に、生活者の視点を地域づくりに反映させることができるように、意欲・能力のある女性が会長など意思決定の場へ参画することが必要です。男女が対等に活動に取り組む地域での男女共同参画は住みよいまちづくりへとつながります。そのための支援を積極的に行います。

また、市民協働の観点からもボランティアの果たす役割は、今後ますます重要なになってきます。ボランティア活動に関心があっても、「きっかけがない」「仲間がいない」「活動場所がない」ということがないよう、よりたくさん的人がボランティア活動にかかわるための取組に努めます。

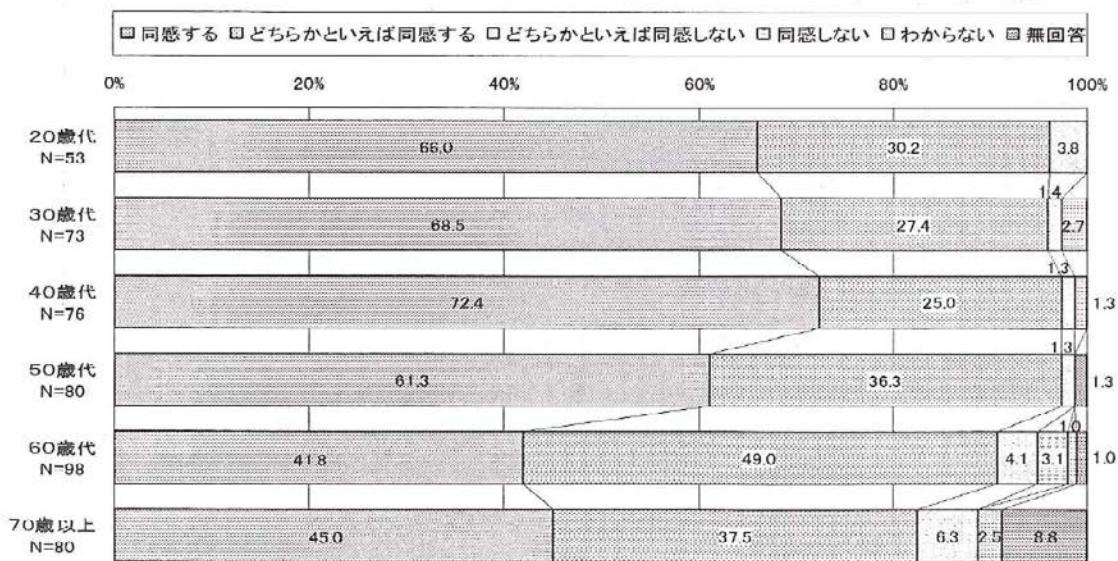
目標4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり

=男の子も女の子も炊事、掃除、洗濯などの仕方を身につけさせるという考え方について=

(男性)



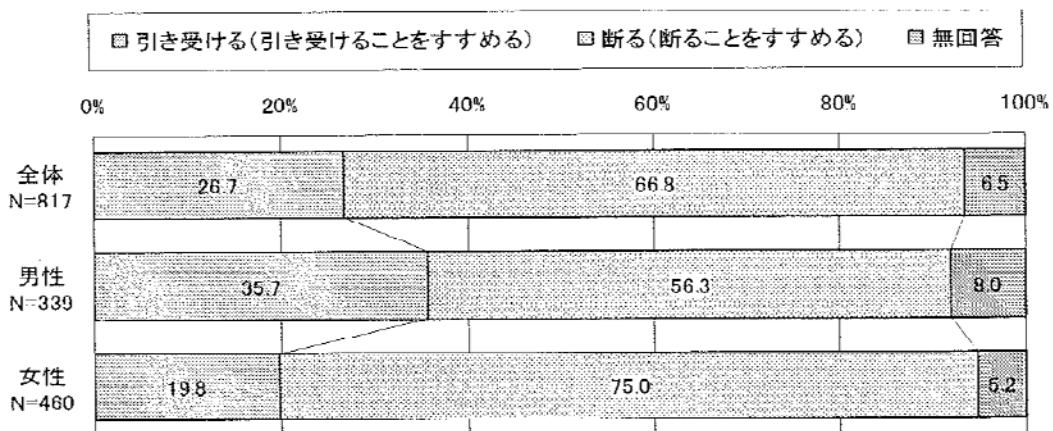
(女性)



資料:平成19年度直方市男女共同参画に関する市民意識調査から

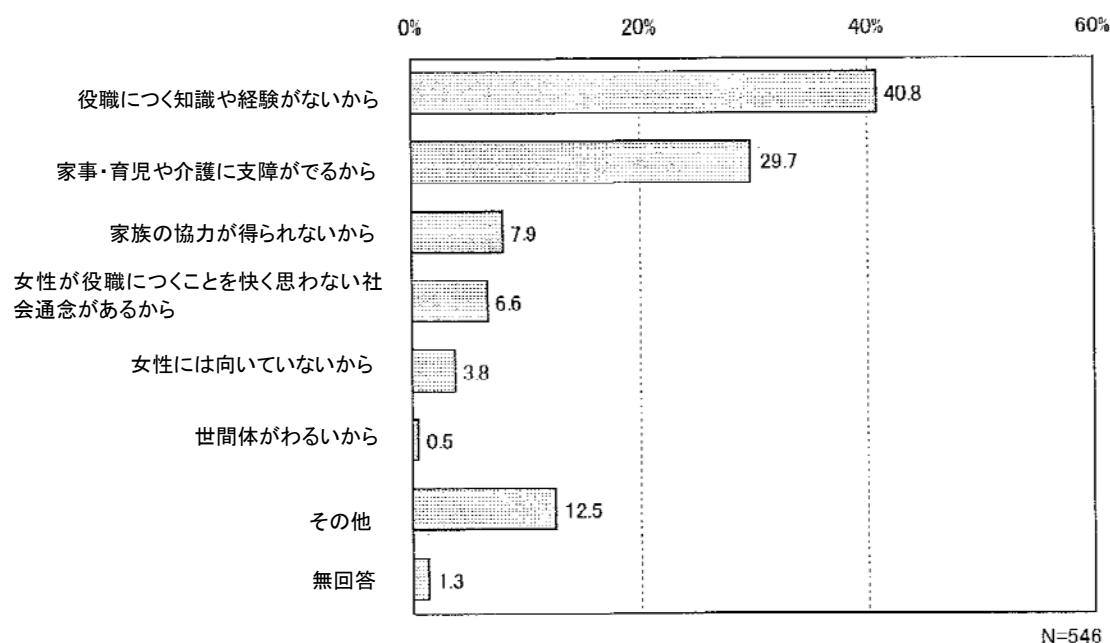
目標4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり

- ＝自治会長や区長、公民館長、PTA会長などの地域の役職について、女性は自分が推薦されたら引き受けるか、男性は妻などの身近な女性が推薦されたとしたら引き受けることをすすめるかについて＝



＝地域の役職を断る理由

(注：上記の質問で断る《断ることをすすめる》と回答した人のみ回答)＝



資料：平成19年度直方市男女共同参画に関する市民意識調査から

目標4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり

具体的施策1 家庭における男女共同参画の推進

	具体的事業	事業内容	担当課
53	男性の家事参画の促進	家庭内の役割分担意識の払拭や仕事と生活の調和のとれた働き方に関する周知など、家庭における男女共同参画を推進するための意識啓発を行う。	市民協働課

具体的施策2 地域における男女共同参画の推進

	具体的事業	事業内容	担当課
54	男性の地域参画の促進	男女が様々な地域活動に参画できるよう意識啓発を図ると共に、男性が講座等に参加しやすいように講座の内容を工夫する。	市民協働課
55	地域における方針決定過程への女性参画の拡大	自治会やPTAなど地域活動における男女共同参画の意識啓発を進めるため、出前講座や啓発ちらしの配布等を行う。	市民協働課
56	市民活動・ボランティア活動の受け入れ体制の整備	社会福祉協議会のボランティア連絡協議会や市内で活躍する様々なボランティア団体と協力しながら、団体間の連携と拠点整備を進める。また、平成23年に設置した「直方市ボランティアサポートシステム縁ネット」については、市民への周知も含め、市民活動の情報交換や交流の場となるよう運営を図る。	市民協働課

目標4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり

施策の基本的方向4

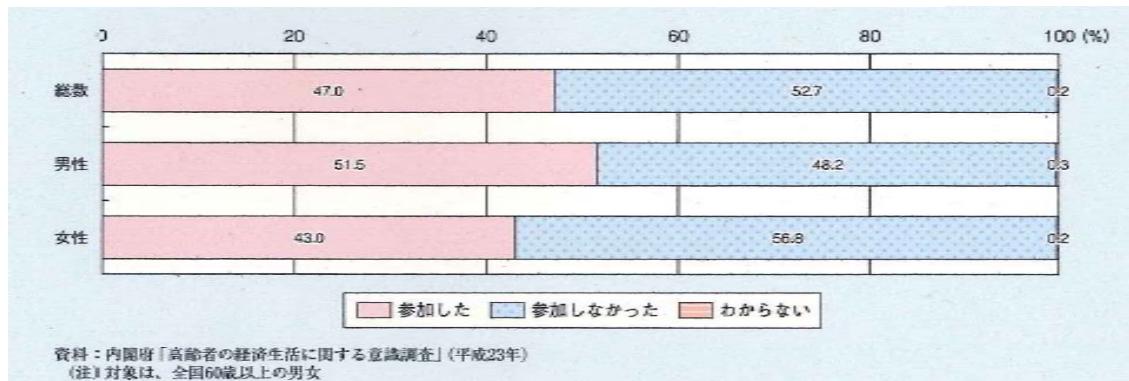
高齢者の生きがいづくりと社会参画を進める

従来は、「高齢者＝弱者」という視点での取組が中心となっていましたが、65歳以上の男性の約4割が就業を希望するなど、高齢者の就労や社会参画に対する意欲は高く、実際に就労やボランティア活動の重要な担い手になり活躍している高齢者も多い状況です。市民協働のまちづくりにおいてボランティア活動は、非常に幅広く、それぞれの関心や、技術、おかれている状況、生活条件により、あらゆる形での参加形態が考えられます。高齢者のボランティア活動を始めとした地域活動への参画を促進する取組を行います。

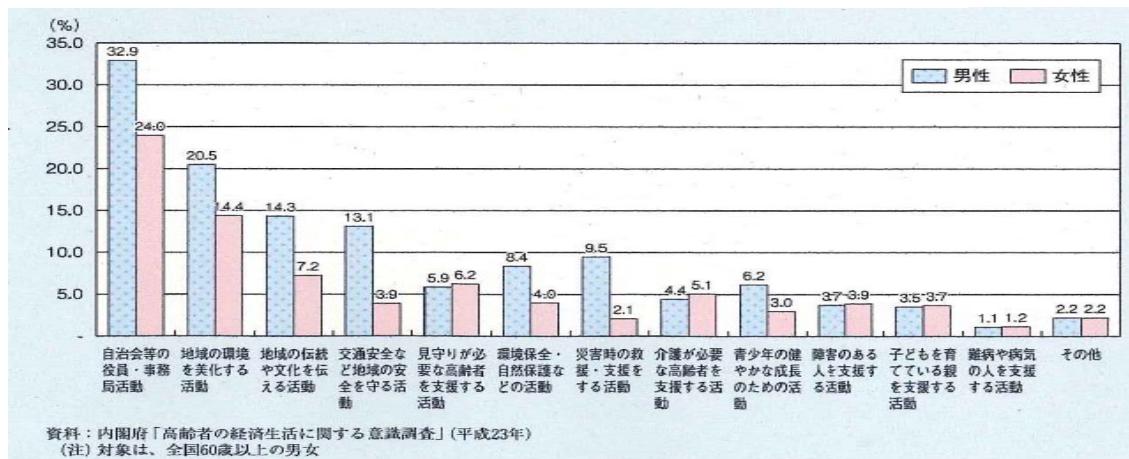
また、高齢者の心豊かな暮らしには、生涯学習や生涯スポーツ等、高齢者が生きがいを持つことが重要なため、生きがいづくりの施策を推進していきます。

高齢者の社会参画は、少子・高齢化の今、社会の活力維持の観点からも重要であり、それに対応した社会システムの再構築化は急務です。高齢者が、男性も女性もこれまでの様々な経験による能力を遺憾なく発揮し、誇りをもって社会の一員として共同参画するまちを目指します。

＝過去1年間における地域活動・ボランティア活動の参加状況＝



＝地域活動・ボランティア活動の活動内容別参加状況(複数回答)＝



目標4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり

具体的施策1 高齢者の地域活動等への参加促進および育成支援

	具体的事業	事業内容	担当課
57	高齢者の地域活動等への参加促進	要介護状態にならず、社会に参画できるよう、高齢者グループ活動の育成と支援を行う。また、生涯学習の分野では、はつらつ塾の受講生に呼びかけ、高齢者の経験と意欲を生かしたボランティア参加を促進する。	教育総務課 健康福祉課 市民協働課
58	老人クラブ活動の支援	高齢者の生きがいづくりや健康づくりのため、老人クラブの活動を支援し、男女の視点で組織運営が図れるよう意識啓発を行う。	健康福祉課
58	シルバー人材センターの支援	高齢者の就労および社会参画を推進するため、直方市シルバー人材センターの支援を行う。また、女性の就労を進めるため、職域の拡大と登録を働きかける。	健康福祉課

施策の基本的方向 5

男女の違いを配慮した災害対策を確立する

被災した際、被害を最小限にとどめるには行政単独の取組では不十分です。災害対策や防災のための活動は市民協働で推進していく必要があります。

国の第3次男女共同参画基本計画の中でも、防災分野へ男女共同参画の視点を反映させることの重要性が挙げられています。

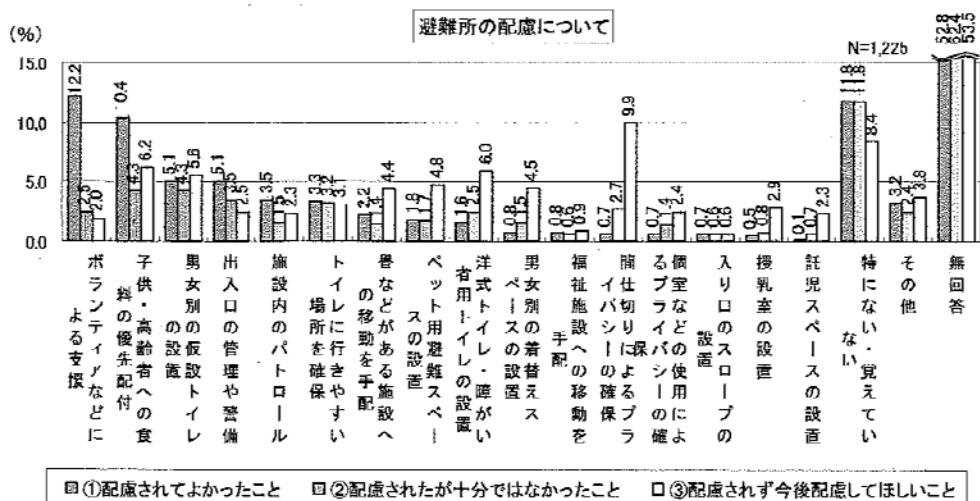
阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、および東日本大震災などでは、女性への家庭的責任の集中や、ストレスを女性への暴力で晴らそうとするケースの増加などの問題が明らかになりました。このような状況を繰り返さないためには、男女共同参画の視点を踏まえた取組が必要です。

防災の分野は、これまで男性の仕事としてとらえられることが多く、女性の参画は進んでいるとは言えないのが現状です。着替えやトイレなど男性の支援者にはつかみにくかった女性特有の問題があったように、復興を含む防災対策には、男女のニーズの違いを把握し進めることが必要です。また、日ごろから地域とのかかわりが多い女性は、災害時要援護者の把握等地域のことをよく知っており、防災の分野において女性の視点は欠かすことができないものです。

被災直後の緊急支援はもちろんのこと、計画段階から女性の視点を十分に反映させることが重要であり、そのことが災害が発生したときの減災へつながるため、防災の分野における男女共同参画の取組をいっそう強く推し進めます。

目標4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり

＝避難した避難所での配慮について＝



避難所での配慮について上位5位

順位	①配慮されてよかったです	②配慮されたが十分ではなかったです	③配慮されず今後配慮してほしいです
1位	ボランティアなどによる支援 12.2%	子供・高齢者への食料の優先配付 4.3%	間仕切りによるプライバシーの確保 9.9%
2位	子供・高齢者への食料の優先配付 10.4%	男女別の仮設トイレの設置 4.3%	子供・高齢者への食料の優先配付 6.2%
3位	男女別の仮設トイレの設置 5.1%	出入口の管理や警備 3.5%	洋式トイレ・障害者用トイレの設置 6.0%
4位	出入口の管理や警備 5.1%	トイレに行きやすい場所の確保 3.2%	男女別の仮設トイレの設置 5.6%
5位	施設内のパトロール 3.5%	ボランティアなどによる支援 2.5%	ペット用避難スペースの設置 4.8%
		洋式トイレ・障害者用トイレの設置 2.5%	

“①配慮されてよかったです”は「ボランティアなどによる支援」(12.2%)が最も多い。
 “②配慮されたが十分ではなかったです”は「子供・高齢者への食料の優先配付」(4.3%)、「男女別の仮設トイレの設置」(4.3%)が同率で最も多い。
 “③配慮されず今後配慮してほしいです”は「間仕切りによるプライバシーの確保」(9.9%)が最も多い。

「子供・高齢者への食料の優先配付」については、①②③全てで1位、または2位となっている。

資料：平成24年3月仙台市「東日本大震災に関する市民アンケート調査

目標 4 男女が自立し共同参画する生活環境づくり

具体的施策1 男女のニーズの違いに配慮した防災対策の確立

	具体的事業	事業内容	担当課
60	女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり	防災計画に女性の視点を盛り込むために、防災会議への女性委員の参画を進める。また、必要に応じて計画の見直しを行う。	市民協働課
61	女性の視点を生かした避難所運営	避難所の運営に関し、女性に配慮したマニュアルを作成する。	市民協働課

目標 5 生涯を通じた男女の健康に配慮したまち

施策の基本的方向 1

市民の健康への自己管理能力を高めるための支援を行う

健康はマスコミ等において、比較的関心の高い中高年を対象とした教育番組のみではなく、若者をターゲットとしたバラエティ番組の中でもしばしば取り上げられています。健康に関する一人ひとりの情報は格段に豊富になってはいますが、科学的ではない情報もはん濁しているため、正しい知識を持てるよう、行政による健康教育、情報提供は欠かせません。

また、健康が国民的関心事項である一方で、平成23年度の直方市の各種ガン検診は10%前後、男女にかかわらず真の健康に対する意識はまだまだ高いとはいえない状況です。「自分の健康は自分でつくり、自分で守る」という健康に対する意識は、生涯にわたる健康づくりの中で、最も基本となるべきものです。健康問題を「流行」、「娯楽」の一部として「他人事」にとらえるのではなく、「自分や家族の幸せ」の基本となる「自分自身の問題」としての認識をすべての人が持てるよう、意識啓発を行いながら、各種検診やそのアフターフォロー等、健康管理のための施策の充実を図ります。

具体的施策1 健康管理のための施策の充実

順位	具体的な事業	事業内容	担当課
62	情報提供の充実	各種健康教室や相談、検診等の情報を提供するために、市報やダイレクトメール、インターネット等を活用した広報の充実を図る。	健康福祉課
63	検診の参加促進	自分の健康は、自分で管理する意識を醸成し、積極的な健康づくりを行うことを目的に市報等で啓発活動を行う。	健康福祉課
64	母子健康対策の充実	妊娠・出産期における女性の健康支援や乳幼児に対する保健事業等を充実させる。	こども育成課
65	健康相談の充実	生活習慣病等、様々な健康相談に応じられるよう、相談員のスキルアップを図ると共に、必要に応じて訪問指導を行う。	健康福祉課
66	介護予防の充実	一人ひとりが自分らしく過ごすために、できる限り要介護状態にならないよう介護予防教室や介護予防の普及に努める。	健康福祉課
67	各種健康教室の参加促進	各種健康教室を開催し、市民が自分で健康管理する力を養うため、市報やちらし等により参加促進に努める。	健康福祉課

目標 5 生涯を通じた男女の健康に配慮したまち

施策の基本的方向 2

男女が互いに理解し、協力し合う健康づくりを進める

妊娠や出産を経験する可能性を持つ女性は、人生の各ステージで男性とは異なる健康上の問題に直面します。平成17年に内閣府の男女共同参画会議から出された「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」の答申にも、生涯を通じた女性の健康支援が今後の施策の基本的な方向と具体的な取組の一つとして掲げられています。本市においても女性が自ら考え健康維持・向上を図れるよう、正確な情報の発信を行い、支援します。

一方で、女性特有と考えられていた更年期障害は、男性にも起こり得ることが最近になって明らかになってきました。男性も女性も性差を理解した上で認め合い尊重し合うことが大切であり、そのことが男女共同参画の基本となるため、性に関する学習機会の提供を充実させます。

また、健康問題に関して疑問や悩みに直面した際には、その緩和や解消できるよう、健康相談の充実も図っていきます。

具体的施策1 性に関する学習会の充実

	具体的事業	事業内容	担当課
68	性に関する学習の機会の充実	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(※)に関する学習会やちらし等により意識啓発を図る。	市民協働課 こども育成課
69	思春期保健福祉体験事業の実施	思春期の子どもを対象として、性に関する教育や子どもを産み育てることへの意識を育くむ学習を実施する。	こども育成課

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (Reproductive health/rights) 1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらのことに関連して、思春期や更年期などにおける健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

第3章 計画の推進

施策の基本的方向 1

行政の推進体制の整備と進捗状況のフォローアップを図る

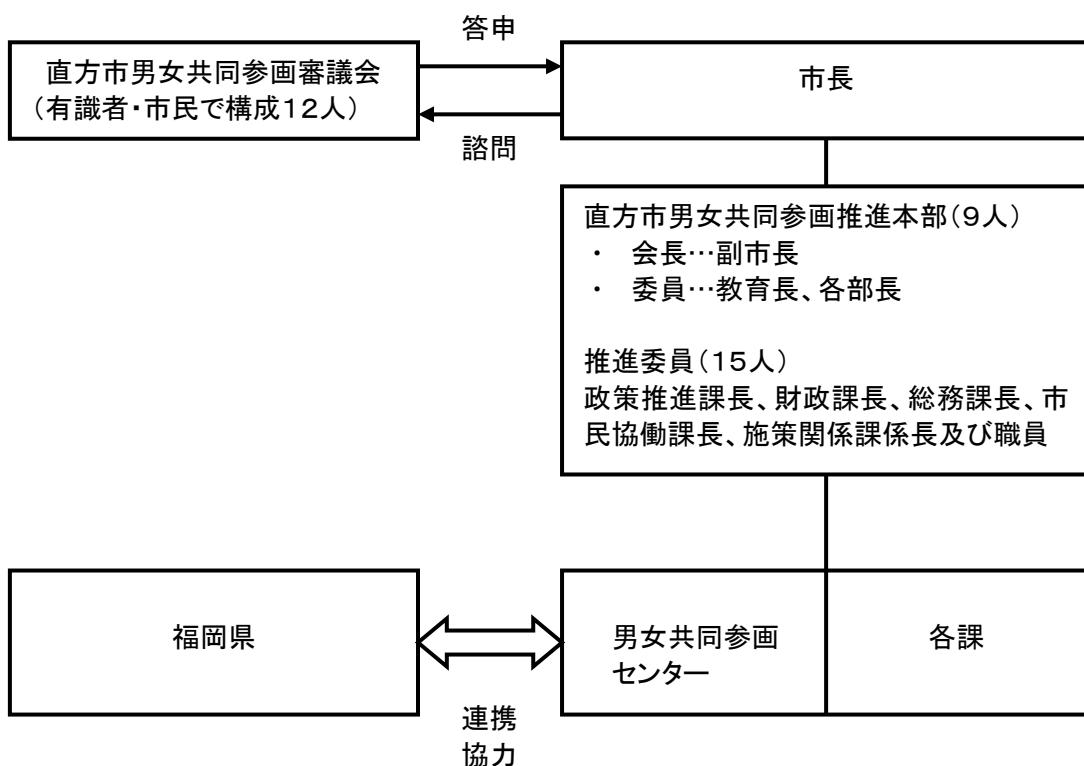
男女共同参画施策を進めていき、本プランを実効性のあるものにしていくためには、行政内部の体制の整備および強化が重要です。「直方市男女共同参画推進本部設置要綱」に基づき、副市長を会長として各部の部長等で構成する直方市男女共同参画推進本部を設置すると同時に、その下に関係各課職員等で構成する直方市男女共同参画推進委員会を置き、男女共同参画の視点から各施策を協議し遂行します。

そのためには、男女共同参画に関する敏感な視点が欠かせません。このような視点を養うための職員研修にも取り組みます。

また、男性職場、女性職場の固定解消を推進し、女性職員の管理監督者への登用率については15%以上を目指します。

また、本プランについては進捗状況調査を行った上でその報告書を作成し、振り返りを行います。効果的に施策が進められるよう努めます。

**直方市男女共同参画推進体制
《庁内体制》**



具体的施策1 市役所内推進体制の充実と強化

	具体的事業	事業内容	担当課
70	男女共同参画推進委員会の会議の開催	行政の各分野で男女共同参画の視点にたった施策を積極的に進め、職員への意識付けを行うため、市役所内の各部に男女共同参画推進委員を配置し、必要に応じて委員会を開催する。	市民協働課
71	市役所内の関係各課と事業の連携	相談業務や啓発講座など関係各課との事業の連携を図る。	全庁
72	直方市男女共同参画推進本部の会議の開催	推進本部委員の男女共同参画の意識を高め、男女共同参画行政の総合的な推進を図るため、必要に応じて推進本部会議を開催する。	市民協働課
73	男女共同参画に関する職員研修の実施	一般職員の男女共同参画に関する研修を行い、意識啓発を図る。	市民協働課 総務課
74	性別にこだわらない職員配置と人材育成	市職員の仕事の配分や配置において、個人の能力が発揮できるよう意識し計画的な人材育成を行う。	総務課
75	女性職員の管理職への任用の推進	女性職員の管理職登用を視野に入れた人材育成を図り、女性管理職登用率15%以上を目指す。	総務課
76	行政内部の委員会等への女性職員の登用推進	市役所内各委員会を組織するにあたって、男女の多様な意見が反映されるよう、女性職員を登用するよう働きかける。	全庁

具体的施策2 基本計画の進捗状況調査と年次報告

	具体的事業	事業内容	担当課
77	プランの進捗状況の評価と報告の実施	進捗状況の年次報告を作成し、その評価を行い、見直しを図る。	市民協働課

施策の基本的方向 2

市民が施策を監視し、市長に提言する体制を整備する

男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画推進条例に定められているように、行政のみではなく、市民および企業がそれぞれの責務を果たしていく必要があります。

平成4年度の「直方市女性行政推進協議会」、平成7年度の「女性問題懇話会」の設置を経て、平成15年度に「直方市男女共同参画審議会」が設置され、プランの策定や条例の制定等については、これらより提言を受け、男女共同参画社会の実現のための取組を行ってきました。今後も施策の監視や調査、市長の諮問に対する答申などを行う審議会と共に、施策の推進を行います。

また、審議会にとどまらず、市民や企業にも広く男女共同参画の輪を広げるため、ホームページ等を使って、最新の情報を公開します。

具体的施策1 男女共同参画審議会の設置

	具体的事業	事業内容	担当課
78	男女共同参画審議会の運営	市の男女共同参画社会の実現に向け施策の監視や調査を行う。また市長からの諮問に対し審議を行い、意見を提言する男女共同参画審議会の円滑な運営を図る。	市民協働課

具体的施策2 市民への情報公開

	具体的事業	事業内容	担当課
79	男女共同参画施策状況の情報公開	市のホームページや広報誌「えみくるだより」等で男女共同参画施策状況について、市民に情報を公開する。	市民協働課

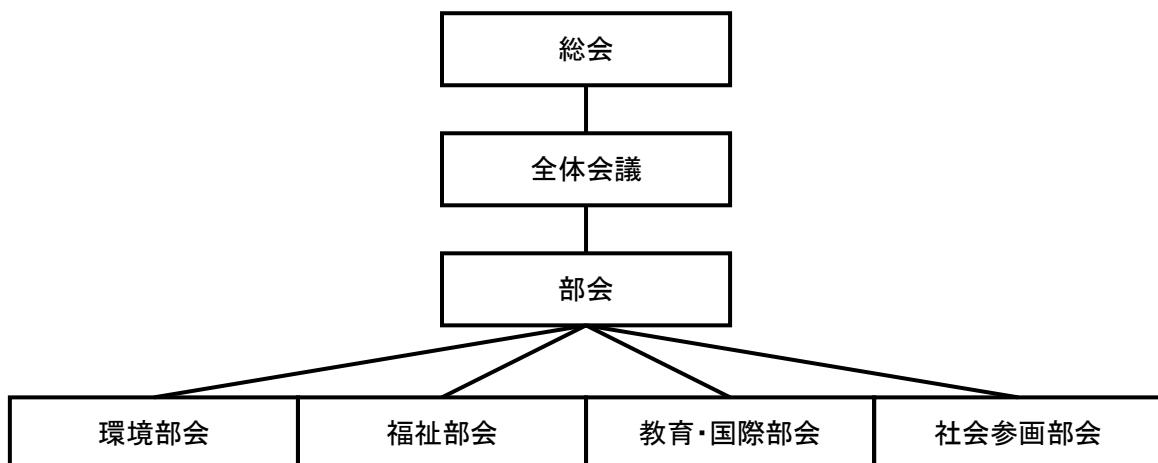
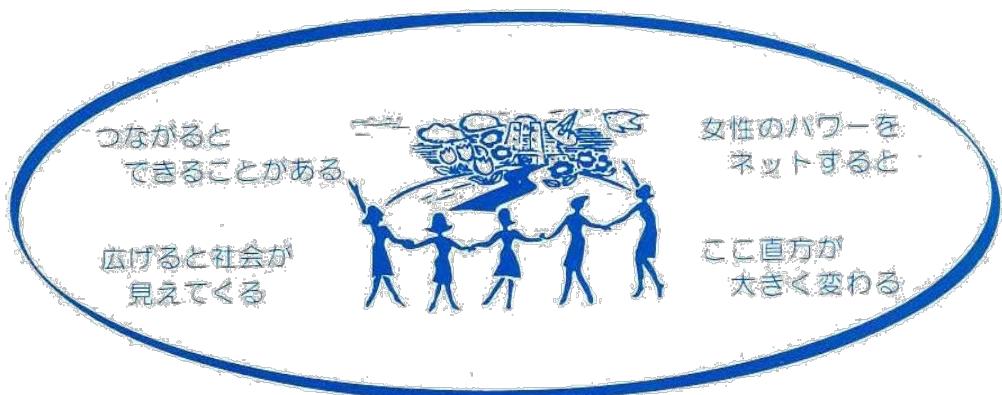
施策の基本的方向 3

関係機関・関係団体との連携、協力体制を強化する

男女共同参画は、子育て・福祉・防災・まちづくり等社会のあらゆる分野とかかわりがあります。さらに、社会情勢やライフスタイルの変化に伴い、課題やニーズが多様化しているため、施策の主体は市のみでは足らず、男女共同参画社会の実現に向けて、国および県、他市との連携を強化しながら、積極的に情報の収集を図り、関係団体と手を取り合いながら取組を進めていかなくてはなりません。

また、男女共同参画を推進していく団体や市民の活動は、本市にとっての大きな財産です。団体や市民が積極的かつ主体的な活動を進めていけるよう、活動の拠点となる場の提供や自主講座の支援等に努めていきます。

直方男女共同参画「夢ネット」



具体的施策1 関係機関や団体との連携強化

	具体的事業	事業内容	担当課
80	国や県、他市町村など関係機関との連携	男女共同参画の課題解決のために関係機関と連携し、他機関との情報交換の場に積極的に参加する。	市民協働課
81	男女共同参画を推進する市民団体との連携	直方男女共同参画「夢ネット」等へ情報を提供し、連携しながら計画の推進を図る。	市民協働課

具体的施策2 男女共同参画推進団体の活動支援

	具体的事業	事業内容	担当課
82	市民団体の男女共同参画に関する講演会や活動の支援	市民団体が企画する男女共同参画社会づくりに向けた講演会や学習会への活動支援を行う。	市民協働課
83	市民団体間のネットワーク支援	直方男女共同参画「夢ネット」の活動を積極的に支援し、他の市民団体にネットワークへの参加を呼びかける。	市民協働課
84	センター利用団体間の交流	センター登録団体間の意見交換や交流を行い、市民が利用しやすく、主体的な活動が生まれるよう支援する。	市民協働課

施策の基本的方向 4

男女共同参画活動の拠点の充実を図る

平成24年4月に「直方市働く婦人の家」を「直方市男女共同参画センター」へと名称変更し、スタートを切りました。また、今年で設置から9年目を向える直方市男女共同参画推進センターは、利用者も毎年順調に伸びており、男女共同参画の活動の拠点として定着しつつあります。今後も「直方市男女共同参画センター別館」としてより親しみをもって広く利用されるよう充実を図っていきます。

男女共同参画社会の実現へ向け、市民と協働で取組を展開していくために、市民活動のための拠点は大きな役割を果たします。男女共同参画センターは、学習、交流、相談、情報収集・発信、調査研究の5つの機能を持ち合わせています。インターネットの閲覧やDVDの設置など順次整備を進めているところですが、男女共同参画を目指した市民活動の拠点としてさらなる機能の充実を図っていきます。

=えみくるなんでも相談=



1人で悩まないで・・・
開きませんか？こころの扉・・・
あなたは1人ではありません・・・

秘密厳守・相談無料

相談予約 ☎ 25-2229



★月曜～木曜までの毎日 ★午前9時～午後5時

★相談場所 直方市男女共同参画センター別館『えみくる』

●予約なしでもかまいませんが、相談員が不在の日や相談中
でお待たせすることもありますので予約が確実です。

★女性相談員がお話を聞きして一緒に考えます。

●夫婦や子供、家族のこと●育児や介護●人間関係●職場や仕事●虐待●DV

●その他心配事や悩み事●どこに相談していいのかわからないなど、なんでも

具体的施策1 男女共同参画センターの機能充実

具体的な事業	事業内容	担当課
85 センター事業の充実	男女共同参画の促進に向け、各種情報収集や提供、相談事業、啓発事業や講座を実施する。	市民協働課

=直方市男女共同参画センターの機能=

交流 様々なグループが集まり活動し、相互交流し情報交流を！つながりあえば何かが生まれる	学習 男女共同参画についての学習や女性のエンパワーメント(※)のため、共に学びあう場に
相談 女性のかかえるいろんな問題について共に考え方を探す	情報収集・発信 調査・研究 男女共同参画社会に関する図書や他のセンター情報、女性問題解決の方法を調べ、考える

(※) エンパワーメント【empowerment】

人が本来もっていたはずの人間としての尊厳、潜在的力量・能力・人間としての権利を取り戻す過程、およびそれらを取り戻した状態を指す。

北京会議以降、女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野で、自己決定力と行動できる能力をつけることを指す。

第4章 重点課題

重点課題

平成19年5月に男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、その調査結果が反映されるよう審議会で協議を重ね、その結果、策定されたものが今回の「第2次のおがた男女共同参画プラン」です。本プランは、具体的具体的事業が85項目と多岐にわたりますが、その中でも特に力を入れていくべきものが、下記のとおり重点課題として確認されました。この重点課題をこの後期計画期間の5年間で積極的に取り組んでいき、他の課題と合わせて男女共同参画社会の実現のための気運を盛り上げていきます。

1. 教育

3歳児神話に対する強い縛りや男の子の生活自立を目指した育て方に対する消極性は依然として根強いものがあります。また、本市における学校での男女平等については、県調査によると平等感がかなり低い結果となっています。男女共同参画に対して確かな認識を持つために、重要な役割を果たす教育は重点的に取り組まなくてはなりません。

2. 女性の登用

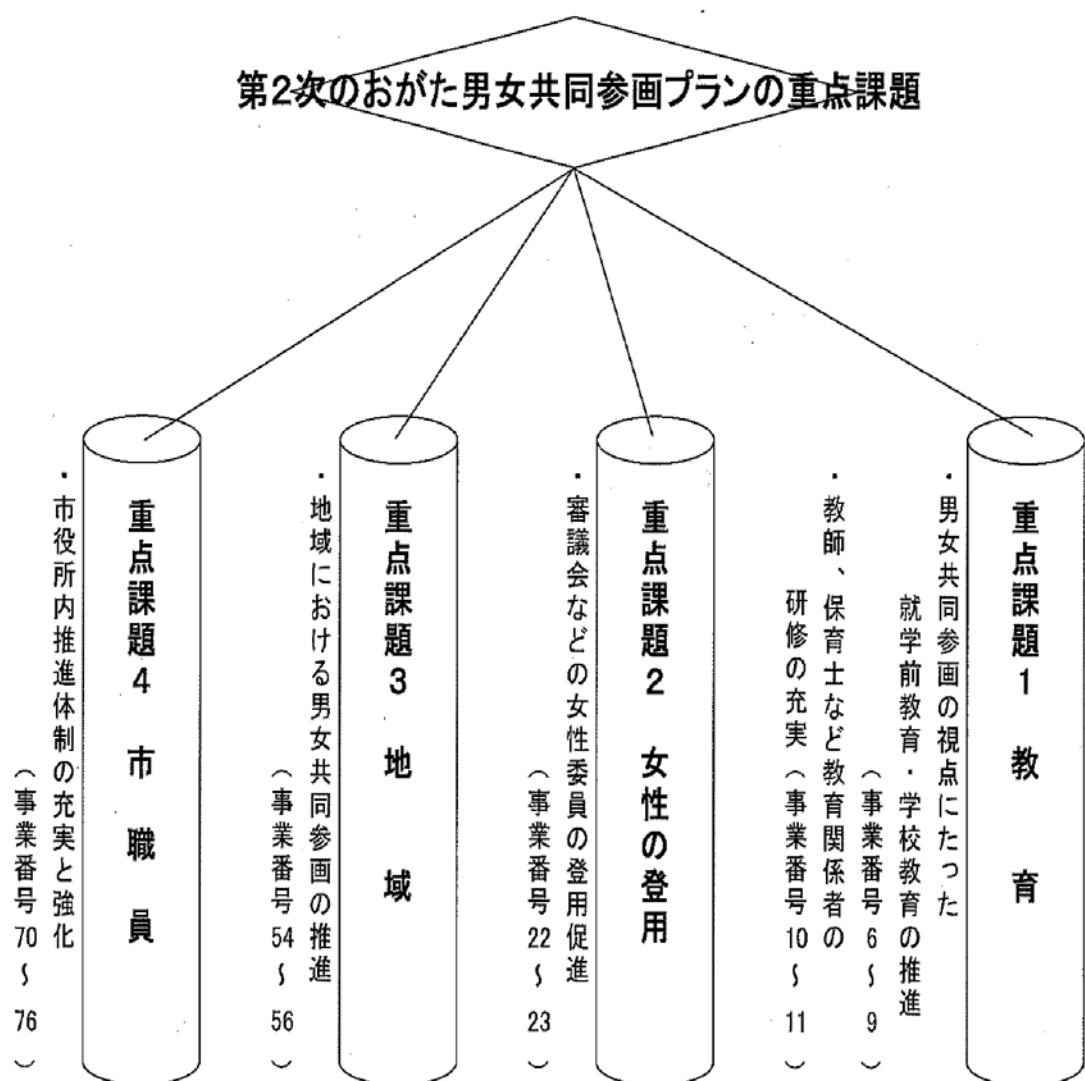
国は指導的地位に女性が占める割合が平成32年までに30%以上、県は審議会等における女性委員の割合が平成22年度末までに40%を目指に掲げています。本市においては、「第2次のおがた男女共同参画プラン」後期計画の中で平成29年度末までに女性委員が40%以上登用という目標を達成されるよう取組を進めます。

3. 地域

多くの女性が、地域活動の実質的な担い手となり活躍しているにもかかわらず、意思・決定の場の多くは男性です。男性も女性も共にまちづくりに参画することが魅力あるまちにつながるため、女性リーダーの育成は急務です。

4. 市職員

行政は、市民や企業に対し男女共同参画の牽引役となるべく、あらゆる事業を男女共同参画の視点に立って行わなくてはなりません。研修の充実等で職員一人ひとりが男女共同参画に対して敏感な視点を持てるよう努めます。



資料編

男女共同参画社会基本法	53
福岡県男女共同参画推進条例	58
あらゆる差別をなくし人権を守る条例（直方市）	61
直方市男女共同参画推進条例	62
直方市男女共同参画審議会設置規則	66
直方市男女共同参画推進本部設置要綱	67
直方市審議会への女性委員登用推進に関する要綱	69
直方市男女共同参画審議会の審議経過	70
直方市男女共同参画審議会委員名簿	71

男女共同参画社会基本法
(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正:平成十一年十二月二十二日法律第百六十号

前文

- 第一章 総則(第一条—第十二条)
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)
- 第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊

かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に關し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)
- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定

に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。
(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。
(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律百二号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日
法律第二百六十号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

福岡県男女共同参画推進条例(平成十三年福岡県条例第四十三号)

目次

- 第一章 総則(第一条一第七条)
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第八条一第二十一条)
- 第三章 福岡県男女共同参画審議会(第二十二条)
- 第四章 雜則(第二十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為を

いう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。
- 二 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- 三 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう職場環境等の整備に努めなければならない。

- 3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業活動において発揮されることの重要性にかんがみ、育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力を発揮でき

るよう配慮しなければならない。

(暴力的行為等の禁止)

第七条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因する行為であつて相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(施策に対する配慮)

第八条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(普及啓発等)

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるよう普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の日)

第十条 県は、県民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、十一月の第四土曜日とする。

3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(教育及び学習の機会の提供)

第十一条 県は、県民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるよう、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

(家庭生活に関する措置)

第十二条 県は、家族を構成する男女が育儿、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるよう、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第十三条 県は、事業者が第六条第二項及び第三項に規定する責務を円滑に果たすことができるよう、情報提供、相談その

他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

第十四条 県は、第七条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされるように、情報提供その他の必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画を推進するため必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第十七条 知事は、県が実施する施策について、県民又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があつた場合において、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に係る事案について、県民からの相談があつた場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画計画)

第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計

- 画」という。)を策定しなければならない。
- 2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、広く県民の意見を反映させよう努めなければならない。
 - 3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

第三章 福岡県男女共同参画審議会

- 第二十二条 県に福岡県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
 - 二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
 - 3 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。
 - 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雜則

(委任)

- 第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

あらゆる差別をなくし人権を守る条例

(平成 8 年 3 月 25 日直方市条例第 7 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、「すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等」を定める日本国憲法及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言の基本理念にのっとり、部落差別をはじめ、障害者・女性差別、いじめ等のあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権が尊重される、明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の課題)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力するものとする。

(施策の推進)

第 4 条 市は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために国及び県と協力して、必要な施策の推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第 5 条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、充実した人権教育及び啓発活動を積極的に推進し、人権意識の高い社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 市は、あらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国及び県と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

直方市男女共同参画推進条例

(平成 15 年 7 月 11 日直方市条例第 12 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 基本的施策等(第 8 条—第 17 条)
- 第 3 章 直方市男女共同参画審議会(第 18 条)
- 第 4 章 雜則(第 19 条)

附則

直方市は、だれもが気持ちよく働き、学び、安心して暮らすことができ、真に豊かなまちにしていきたいと願い、様々な取組を行ってきた。

しかしながら、いまだに男女についての固定的な役割分担の考え方方が残っており、そのために、自分らしく生きることができない立場におかれている人たちがいる。ひとりひとりが自分らしく生きていくためには、性別により差別されるのではなく、だれもが個人として尊重され、自らの意思に基づいて、自立した個人として確立されなければならない。

このような状況の中、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮し、だれもが自分らしさを發揮することのできる社会、すなわち男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現は、市の将来を決定する重要な課題であると位置付け、市、市民及び事業者の協働によって、その実現を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の実現に向け、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の具体的な施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 住民登録にかかわらず、市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行うものをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手方の意に反した性的な性質の言動により、一定の不利益を与えたる、それを繰り返すことによって相手方の人格権をはじめとする諸々の権利又は相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念(以下「基本理念」という。)として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を十分発揮する機会が確保されること、女性への暴力を始めとするあらゆる暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他家庭生活における活動及び職域・地域等社会における活動に対等に参画できるようにすること。
- (5) 男女がお互いの理解の下で、生涯にわたる性と生殖に関してお互いの意思を尊重すること及び生涯を通じた健康に配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協力の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に定める基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国、県及び他市町村と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画施策の実施に当たっては、財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するため、市が実施する男女共同参画推進に関する施策に、自立する意欲をもって、積極的かつ主体的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する調査及び施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女が職業生活と家庭生活を両立し、個人の自立が確保できるよう職場環境等の整備に努めるものとする。

(性別による差別的取扱いの禁止)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他あらゆる場において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力を行ってはならない。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、基本計画を策定及び変更するに当たっては、市民の意見を聞くとともに、第 18 条に定める審議会に諮問しなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第 9 条 市は、施策を策定し、及び実施するときは、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
(基本理念の理解を深めるための措置)
- 第 10 条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な情報提供、普及啓発及びその他必要な措置を講じるものとする。
(男女平等を基本とする教育の推進)
- 第 11 条 市は、就学前教育、学校教育、社会教育等あらゆる場において、男女平等を基本とする教育が推進されるよう適切な措置を講じるものとする。
(苦情等の処理)
- 第 12 条 市民は、第 7 条に規定する行為その他男女共同参画の推進を阻害する問題について苦情又は相談(以下「苦情等」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項に規定する苦情等の申出について、関係機関との連携を図るなど適切な処理に努めるものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により人権侵害の苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて関係者に対し、資料の提供及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うことができる。
(調査研究)
- 第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。
(国際的協調)
- 第 14 条 市は、男女共同参画の推進に関する国際的な取組に対して、適切な措置を講じるよう努めるものとする。
(市民及び民間団体の活動への支援)
- 第 15 条 市は、市民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。
(拠点施設の設置)
- 第 16 条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画の取組を支援するための拠点施設の設置に努めるものとする。
(年次報告)
- 第 17 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 直方市男女共同参画審議会

(直方市男女共同参画審議会)

- 第 18 条 市に、直方市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的な方針、基本的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、監視及び調査し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べること。
- 3 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 5 委員は、学識経験のある者、市長が適當と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 6 前項の市長が適當と認める者のうち、規則で定める委員数は、市民からの公募により、市長が委嘱する。
- 7 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雜則

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(直方市男女共同参画推進会議設置条例の廃止)

2 直方市男女共同参画推進会議設置条例(平成 13 年直方市条例第 26 号)は、廃止する。

直方市男女共同参画審議会設置規則

(平成 15 年 7 月 11 日直方市規則第 23 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、直方市男女共同参画推進条例(平成 15 年条例第 12 号。以下「条例」という。)第 18 条の規定に基づき、直方市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 18 条第 5 項に定める委員は次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 人権擁護委員
- (4) 市の区域内の公共的団体等に属する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 条例第 18 条第 6 項に定める委員の数は 2 名とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 会長は、専門的事項を調査及び研究させるため必要があると認めたときは、専門部会を設置し、委員及び関係職員の中から専門部会員を任命することができる。

(関係者の出席)

第 6 条 審議会において必要のあるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、男女共同参画推進主管課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

直方市男女共同参画推進本部設置要綱

(平成 13 年 4 月 17 日直方市庁達第 3 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、男女共同参画社会の実現をめざし、直方市の女性行政に関する施策(以下「施策」という。)について、関係各部の連携を密にし、もって施策を総合的に企画・推進するため、直方市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施策の総合的な企画に関すること。
- (2) 施策関係課連絡調整に関すること。
- (3) 女性問題に関する調査・研究に関すること。
- (4) その他施策の実施について必要なこと。

(組織)

第 3 条 推進本部は、委員 9 人をもって組織する。

2 委員は、副市長、教育長、総合政策部長、市民部長、産業建設部長、教育部長、上下水道・環境部長、議会事務局長及び消防長の職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進本部に会長、副会長を置く。

2 会長は、副市長を、副会長は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。3 会長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(推進委員会)

第 6 条 推進本部の事務を推進するため、直方市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、政策推進課長、財政課長、総務課長、市民協働課長、施策関係課係長及び職員等 15 人以内の委員をもって構成する。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、男女共同参画担当課で行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日告示第 39 号)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 23 日告示第 10 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日庁達第 12 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 17 日府達第 2 号)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日府達第 6 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 28 日府達第 6 号)

この府達は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 22 日府達第 2 号)

この府達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

直方市審議会等への女性委員登用推進に関する要綱

(平成 20 年 3 月 17 日直方市告示第 31 号)

直方市審議会等への女性委員登用推進に関する要綱(平成 8 年 3 月 21 日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市において男女共生社会を目指し、市の審議会等への女性委員の積極的登用を推進するため必要な事項を定めるものとする。

(審議会等の範囲)

第 2 条 この要綱において「審議会等」とは、法律又は条例に基づき設置される附属機関としての審議会、審査会等及び規則、要綱等に基づいて設置される協議会、委員会、懇話会等をいう。

(女性委員の登用目標)

第 3 条 審議会等の委員の委嘱又は任命に際しては、女性委員の比率が、35 パーセント以上となるよう女性委員の積極的な登用に努めるものとする。

(部長等の責務)

第 4 条 直方市行政組織規則第 4 条に規定する各部長及び消防長等(以下「部長等」という。)は、所管する審議会等の委員の候補者の選定に当たり、前条の目標が達成できるよう積極的に女性委員の登用に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 5 条 女性行政担当部長は、審議会等の委員の候補者となりうる女性の人材に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(協議)

第 6 条 部長等は、審議会等の新設に伴う委員の選任又は委員の改選若しくは補充に当たっては、この候補者の選定について女性行政担当部長と協議を行うものとする。

(実態調査)

第 7 条 女性行政担当部長は、年度ごとに、審議会等への女性委員の登用状況及び選任計画について調査を行い、その結果を部長等に通知するものとする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

直方市男女共同参画審議会の審議経過

回数	実施年月日	主な審議会
第1回	平成24年8月7日	第2次のおがた男女共同参画プラン 進捗状況 第2次のおがた男女共同参画プラン 後期計画作成方法について
第2回	平成24年10月9日	第2次のおがた男女共同参画プラン 後期計画見直しについて(目標3)
第3回	平成24年11月13日	第2次のおがた男女共同参画プラン 後期計画見直しについて(目標3・ 目標4)
第4回	平成24年12月20日	第2次のおがた男女共同参画プラン 後期計画見直しについて(目標1・2・ 4・5・計画の推進)
第5回	平成25年1月17日	第2次のおがた男女共同参画プラン 後期計画見直しについて(目標1・2・ 5・計画の推進、プラン全体を通して)
第6回	平成25年3月7日	パブリックコメントを受け、第2次のお がた男女共同参画プラン後期計画最 終審議

直方市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略)

分 野	所 属	委員氏名
学識経験者	福岡ジェンダー研究所	倉富 史枝 くらとみ ふみえ
市議会	直方市市議会	阪根 泰臣 さかね やすおみ
人権擁護委員	人権擁護委員協議会	佐藤 靖子 さとう やすこ
市の区域内の公共的団体等に属する者	直鞍農業協同組合	朝原 美津子 あさはら みつこ
市の区域内の公共的団体等に属する者	直方市自治区連合会	魚住 隼人 うおずみ はやと
市の区域内の公共的団体等に属する者	連合福岡遠賀川地域協議会	寒竹 準一 かんたけ じゅんいち
市の区域内の公共的団体等に属する者	直方市教育委員会	久原 真由美 くはら まゆみ
市の区域内の公共的団体等に属する者	直方商工会議所	灘崎 定夫 なだき さだお
市の区域内の公共的団体等に属する者	直方子育てネットワーク 「すくすく」	日高 育子 ひだか いくこ
市の区域内の公共的団体等に属する者	直方男女共同参画 「夢ネット」	藤田 智子 ふじた ともこ
市長が特に必要と認めるもの	市民公募	木元 鮎夫 きもと たけし
市長が特に必要と認めるもの	市民公募	長元 祥泰 ながもと よしひろ

女性の地位向上への動き

年	世界	日本	福岡県	直方市
1945（昭20）	国際連合設立	婦人参政権確立		
1946（昭21）	婦人の地位委員会設置	5月 日本国憲法制定		
1948（昭23）	世界人権宣言			
1967（昭42）	「女性に対する差別撤廃宣言」			
1975（昭50）	国際婦人年 6月 「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)	9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」		
1977（昭52）		1月 「国内行動計画」策定 10月 「国内行動計画前期重点目標」発表		
1978（昭53）			6月 「婦人関係行政推進会議」設置 「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979（昭54）	12月 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択		6月 「婦人対策室」設置	
1980（昭55）	7月 国連婦人の10年中間年 世界会議 開催 (コペンハーゲン)	7月 女子差別撤廃条約署名	9月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 11月 「福岡県行動計画」策定	
1981（昭56）	9月 女子差別撤廃条約発効	5月 「国内行動計画後期重点目標」発表		
1982（昭57）		女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等 国内法制整備準備	5月 「福岡県行動計画」改訂 11月 婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出	
1983（昭58）	2月 「国際婦人の10年」1985年世界会議準備委員会			
1984（昭59）		5月 国籍法及び戸籍法の一部を改正する 法律公布(S60.1.1施行)		
1985（昭60）	7月 「国連婦人の10年」最終年 世界会議 開催 (ナイロビ) 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択)	5月 「男女雇用機会均等法」公布 6月 「女子差別撤廃条約」批准 7月 同条約発効	11月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	
1986（昭61）		4月 「男女雇用機会均等法」施行	4月 「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正 第2次行動計画策定	
1987（昭62）		5月 「新国内行動計画」策定	10月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	
1988（昭63）		4月 「改正労働基準法」施行		
1989（平元）		4月 学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修等)		
1990（平2）	5月 国連「ナイロビ将来戦略の実施に関する 第1回見直しと評価に伴う勧告及び結			
1991（平3）		5月 「新国内行動計画」(第1次改定)策定 「育児休業法」公布	10月 婦人問題懇話会提言提出 11月 「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ 「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ 「婦人対策課」から「女性政策課」へ 名称変更	
1992（平4）		4月 「育児休業法」施行		市長室企画係に女性対策担当を配置 直方市女性行政推進協議会設置
1993（平5）	「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」			直方市女性に関する市民意識調査実施

女性の地位向上への動き

年	世界	日本	福岡県	直方市
1994（平6）	9月 国際人口・開発会議（カイロ）	6月 総理府政令一部改正により 総理府に「男女共同参画室」と「男女 共同参画審議会」設置		企画調整課広報公聴・女性対策係と名称改 正 専任の職員配置 直方市女性人財情報バンク設置
1995（平7）	9月 世界女性会議（北京）	6月 「育児休業法」改正（介護休業制度 の法制化）	10月 女性政策懇話会提言提出「行動計 画策定に向けて」	女性問題懇話会設置 直方市審議会等への女性委員登用推進に 関する要綱 日本女性会議市民派遣事業開始
1996（平8）		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画2000年プラン」策定	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月 「福岡県女性総合センター『あすば る』」開館	第1回のおがた女性のつどい実施 福岡県女性研修の翼参加補助金開始
1997（平9）		6月 「男女雇用機会均等法」改正		女性問題懇話会から「基本計画について」 提言書提出 のおがた女性ネットワーク「夢ネット」設立総 会
1998（平10）				直方市女性行動計画「おがた男女共同参 画プラン」策定 第2期女性問題懇話会から「男女共同参画 社会実現の活動拠点の整備と機能につい
1999（平11）		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 6月 「男女共同参画社会基本法」公布施	9月 「女性副知事サミット」開催	女性政策分室開設 企画調整課広報・女性政策係と名称改正
2000（平12）	6月 国連特別総会「女性2000会議」 (ニューヨーク)	5月 「ストーカー行為等の規制等に関す る法律」公布 12月 「男女共同参画基本計画」策定	9月 「福岡県男女共同参画社会づくり検 討委員会」設置	
2001（平13）		1月 内閣府に「男女共同参画会議」「男 女共同参画局」設置 4月 「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」 公布 10月 「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」 一部施行	4月 「女性政策課」が「男女共同参画推 進課」へ組織改正 「女性行政推進会議」が「男女共同 参画行政会議」へ名称変更 5月 「福岡県男女共同参画社会づくり検 討委員会」提言 10月 「福岡県男女共同参画推進条例」公 布施行	直方市男女共同参画推進本部設置（女性 行政推進協議会名称改正） 直方市男女共同参画推進会議設置条例施 行（女性問題懇話会名称改正・ 要綱廃止） 直方市男女共同参画推進会議設置（男女 共同参画条例案作成諮問） 第2回直方市女性に関する市民意識調査
2002（平14）		4月 「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」 全面施行	1月 「福岡県男女共同参画審議会」設置 3月 「福岡県男女共同参画計画」策定	男女共同参画に関する市職員意識調査実 施 直方市男女共同参画推進会議から「直方市 男女共同参画推進条例案」の
2003（平15）		7月 「次世代育成支援対策推進法」公 布・一部施行	4月 「福岡県女性総合センター『あすば る』」が 「福岡県男女共同参画センター『あすば る』」へ名称変更	直方市男女共同参画推進条例施行（男女 共同参画推進会議設置条例廃止） 「直方市男女共同参画推進会議」が「直方 市男女共同参画審議会」へ 直方市男女共同参画審議会にプラン後期 計画案諮問・答申 のおがた男女共同参画プラン後期計画策定 企画調整課男女共同参画推進係設置（広 報・女性政策係名称改正・単独の係へ） 直方市男女共同参画推進支援室開設 女性に関する相談窓口開設（女性相談員 1名配置） 直方市女性の就労に関する事業所調査実

女性の地位向上への動き

年	世界	日本	福岡県	直方市
2004（平16）		12月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 一部改正・施行		
2005（平17）	2月 第49回国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク) (国連「北京+10」世界閣僚級会合)	4月 「次世代育成支援対策推進法」全面施行 12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」 策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		直方市男女共同参画推進支援室コーディネーター配置 直方市ホームページ掲載 支援室だより発行開始(年4回) 直鞍地区男女共同参画フォーラム(直方市・宮若市・小竹町・鞍手町)
2006（平18）		6月 「男女雇用機会均等法」改正	3月 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 「第3次福岡県男女共同参画計画」策	支援室だより各戸配布
2007（平19）		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 7月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		男女共同参画に関する市民意識調査実施 男女共同参画推進支援室の愛称・シンボルマーク決定
2008（平20）		1月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」施行		
2009（平21）		7月 「育児・介護休業法」改正 8月 女子差別撤廃委員会の最終見解公		
2010（平22）	3月 北京+15(第54回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)	6月 「改正育児・介護休業法」施行 12月 「男女共同参画基本計画(第3次)」 閣議決定	11月 福岡県男女共同参画審議会答申 「第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について」 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について」	
2011（平23）			1月 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 2月 「第3次福岡県男女共同参画計画」	
2012（平24）		7月 「改正育児・介護休業法」全面施行		直方市男女共同参画センター設置(旧働く婦人の家) 直方市男女共同参画センター条例施行